

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領

令和 5 年 12 月 20 日付け 5 農産第 3235 号
農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

第 1 趣旨

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和 5 年 12 月 20 日付け 5 農産第 2825 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業の内容、成果目標、事務手続等は、別記 1 から別記 13 まで及び別表 1 に定めるところとする。なお、都道府県向け補助金（別記 1 から別記 11 まで）の配分基準については、別紙のとおりとする。

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業

- | | |
|--------------------------|-------|
| （1）種ばれいしょの新産地形成支援事業 | 別記 1 |
| （2）種ばれいしょ生産の省力技術確立事業 | 別記 2 |
| （3）種ばれいしょの安定供給対策事業 | 別記 3 |
| （4）ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大事業 | 別記 4 |
| （5）ばれいしょ産地モデル育成推進事業 | 別記 5 |
| （6）種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業 | 別記 6 |
| （7）豆類・そば等の安定生産等対策事業 | 別記 7 |
| （8）持続的な生産・流通体系確立事業 | 別記 8 |
| （9）労働負担軽減対策事業 | 別記 9 |
| （10）てん菜から需要の高い作物への転換支援事業 | 別記 10 |

2 環境に配慮した生産体系確立支援事業

- | | |
|-----------------------|-------|
| （1）環境に配慮した地域生産モデル確立事業 | 別記 11 |
| （2）かんしょ病害抑制対策事業 | 別記 12 |

3 砂糖等の新規需要開拓支援事業

別記 13

(別記1)

種ばれいしょの新産地形成支援事業

第1 事業の内容

本事業は、種ばれいしょの安定供給体制を確立するために、次に掲げる新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた取組に必要な経費を補助するものとする。

1 種ばれいしょ産地の形成

新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた取組を支援。

2 種ばれいしょ生産の開始

新たな種ばれいしょ産地で種ばれいしょの生産を開始するために必要な経費を支援。

3 農業機械等の導入

新たな種ばれいしょ産地で種ばれいしょの生産を開始するために必要な農業機械等の導入を支援。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10条1項に規定する法人をいう。以下同じ。）

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）

(5) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）

(6) その他農業者の組織する団体

3 事業実施主体欄の4の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。

4 事業実施主体欄の5の者については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。

5 事業実施主体欄の7の者については、以下の（1）から（3）までに定める基準を満たすこと。

(1) 都道府県及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とすること。

(2) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアムの代表者、意思決定

の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(3) (2) のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

6 事業実施主体欄の 8 の者については、第 1 の 2 の取組に限り対象とする。

7 第 1 の 3 の取組を行う場合は受益戸数が 2 戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が 5 名以上であること。

8 法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第 3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 13 条第 1 項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）等として合格した種ばれいしょを供給すること。

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 必須要件

(1) 事業実施主体は、事業実施年度を含む 5 年間の種ばれいしょ生産・販売計画を策定することとする。ただし、事業実施年度に種ばれいしょの作付けを行わない場合は、種ばれいしょの生産開始年度を含む 5 年間を計画の期間とする。なお、令和 4 年度補正予算「持続的畑作生産体系確立緊急支援事業」の別記 1 の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・販売計画の期間を計画の期間とすることができる。

(2) 第 1 の 2 及び 3 の取組を行った事業実施主体は、事業実施年度を含む 5 年間、原則として種ばれいしょの作付面積をおおむね同程度の規模で維持するか、生産開始時の作付面積よりも拡大することとする。ただし、事業実施年度に種ばれいしょの作付けを行わない場合は、種ばれいしょの生産開始年度を含む 5 年間を対象の期間とする。なお、令和 4 年度補正予算「持続的畑作生産体系確立緊急支援事業」の別記 1 の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・販売計画の期間を対象の期間とすることができる。

第 4 補助対象経費、補助率等

1 種ばれいしょ産地の形成

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成を目的に、種ばれいしょ生産の開始に向けた検討会や種ばれいしょ生産技術の習得に必要な研修会の開催、研修受講、実地研修及び実地試験に係る経費、栽培マニュアルの作成等に係る経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

また、第1の2、第1の3及び別記6の取組を実施する者並びに都道府県は検討会への参加を必須とする。

- (2) 補助対象となる取組は、種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準（以下単に「検査合格の基準」という。）等の基準を満たす原種ほ及び採種ほの設置及び運営に向けた取組とする。
- (3) 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は300万円とする。
- (4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 種ばれいしょ生産の開始

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、新たな産地での種ばれいしょ生産を目的に、種ばれいしょの新規作付けに伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準等の基準を満たす原種ほ及び採種ほとし、また、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの増加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

- (3) 補助率は、10a当たり20,000円とする。
- (4) 本取組は、指定種苗等として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。
- (5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、新たな種ばれいしょ生産の開始に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。
- (2) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。
- (3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
- ア 導入及びリース導入共通の留意事項
 - (ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
 - (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
 - (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
 - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず 2 戸又は 5 名に満たなくなった場合は、新たに受益農家を募ること等により、2 戸又は 5 名以上となるように努めるものとする。
 - (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入又はリース・レンタルする場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知

事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 4 本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 北海道において本事業を実施する場合は、当該地域に種ばれいしょの作付けがないこと（令和4年度補正予算「持続的畑作生産体系確立緊急支援事業」の別記1の取組について事業計画の承認を受けた者を除く）。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあつては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあつては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2) の場合であつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

- ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
- イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

- ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の4の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付等要綱第8の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）に着手年月日を記載するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県

知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りま

とめた年度に、その結果を公表するものとする。

- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(別記2)

種ばれいしょ生産の省力技術確立事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減（以下「種ばれいしょ生産の省力化等」という）につながる技術の実証等に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。
 - (1) 農業協同組合
 - (2) 農業協同組合連合会
 - (3) 農事組合法人
 - (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - (5) 特定農業法人及び特定農業団体
 - (6) その他農業者の組織する団体
- 3 事業実施主体欄の4の者については、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。
- 4 事業実施主体欄の5の者については、以下の(1)から(3)までに定める基準を満たすこと。
 - (1) 実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とする。
 - (2) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
 - (3) (2)のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 受益農業従事者が5名以上であること。
- 6 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入
- ・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減

ただし、実証する技術等がばれいしょにも適用可能な場合には、ばれいしょを対象として地域に導入することをできるものとする。

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、種ばれいしょ生産の省力化等に向けた新たな技術の実証等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、(1)の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- (1) 種ばれいしょ生産省力化等に向けた検討会の開催等に係る経費。
 - (2) 種ばれいしょ生産省力化等につながる技術等のマニュアルの作成に係る経費。
 - (3) 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (4) 種ばれいしょや収穫物等の品質評価、成分分析、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
 - (5) 栽培実証に必要なとなる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
- 2 補助率は10/10以内とする。
 - 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは1の(5)に係る経費は補助対象としない。
 - 4 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (2) 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - 5 本取組は、指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。
 - 6 本事業については、技術実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいし

よ生産の省力化等に向けた取組を継続することとする。

- 3 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

- (3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

- ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
- イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

- ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

- (2) 農産局長は、(1) により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2) の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

- (4) 都道府県知事は、(3) の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。
- 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1 に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。
- ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の6の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。
- (2) (1) のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
- ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
- また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等に

ついて、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

(別記3)

種ばれいしょの安定供給対策事業

第1 事業の内容

本事業は、需要に応じた種ばれいしょの安定供給体制を確立するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 種ばれいしょの緊急増産

ばれいしょの早期増産のため、種ばれいしょの増産に必要な取組を支援。

2 種ばれいしょのり病率低減

種ばれいしょの生産維持・拡大のため、労働負担軽減に資するり病率の低い種いもの安定供給促進に必要な取組を支援。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の1の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

3 事業実施主体欄の2の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)

に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。

4 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標から1つ設定することとする。

(1) 第1の1の取組を行う場合

・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

(2) 第1の2の取組を行う場合

・事業実施地区における種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポ

イント以上増加

- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの販売数量又は販売金額を3.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 種ばれいしょの緊急増産

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、ばれいしょの早期増産を目的に、加工用等の需要に応じた種ばれいしょ作付面積の拡大に伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの増加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

- (3) 補助率は、10a 当たり 20,000 円とする。
- (4) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。
- (5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 種ばれいしょのり病率低減

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、種ばれいしょほ場におけるウイルスり病率を0.1%未満に低減するために追加的に必要となるほ場見回り労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積とする（前年度からの増加分は補助対象外とする。）。
- (3) 補助率は、10a 当たり 8,000 円とする。
- (4) 本取組を行ったほ場においては、ウイルスり病率を0.1%未満に低減することとし、事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持することとする。
- (5) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。
- (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

- 3 本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしよの生産拡大の取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2)の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2)のただし書により提出された事業実施計画及び(4)により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

- ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
- イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
 - ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決

定し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3) の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1 に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 成果目標の変更

5 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の3の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

(2) (1) のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、第1の1の取組を行った場合は事業実施年度から目標年度の前年度までの間、第1の2の取組を行った場合は事業実施年度を含む5年間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

(別記4)

ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、ばれいしょの難防除病害虫の発生抑制を図るために導入する病害虫抵抗性品種の経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の1の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。
 - (1) 農業協同組合
 - (2) 農業協同組合連合会
 - (3) 農事組合法人
 - (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - (5) 特定農業法人及び特定農業団体
 - (6) その他農業者の組織する団体
- 3 事業実施主体欄の2の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。
- 4 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、ばれいしょ（種子用を除く）とし、対象となる病害虫抵抗性品種は第4の2に定めるとおりとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、病害虫の発生抑制のために導入する病害虫抵抗性品種の経費とする。
- 2 対象となる病害虫抵抗性品種は、ジャガイモシストセンチュウ又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）とする。
- 3 補助対象となる面積は、事業実施年度に収穫される当該病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分とする。
- 4 補助率は、10 a 当たり 3,000 円とする。
- 5 本事業を行う場合は所在する都道府県は、「ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付拡大について」（平成 31 年 2 月 1 日付け 30 政統第 1642 号農林水産省政策統括官付地域作物課長通知）に定めるジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種転換計画を策定している又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。
- 6 本取組は、指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。
- 7 本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和 5 年 12 月 20 日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第 5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、病害虫抵抗性品種の導入・普及に向けた取組を継続することとする。

第 6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第 1 号により、事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を 2 の (1) の基準に基づき確認し、本要領別記様式第 2 号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。
市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。
- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び (4) により提出された市町村計画の内容を 2 の (1) の基準に基づき確認し、本要領別記様式第 3 号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。
都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、1 の (4) 及び (5) の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第 2 の要件を満たしていること。

- イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
- 3 予算額の配分及び事業実施計画の決定
- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
 - ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
 - (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。
 - (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。
- 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
 - (5) 成果目標の変更
- 5 事業の着手
- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の7の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。
 - (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組の確実な実施が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

(別記5)

ばれいしょ産地モデル育成推進事業

第1 事業の内容本事業は、需要に応じた生産体制の構築に向けて、ばれいしょの種子生産から生産物の貯蔵及び実需者への供給までの一気通貫した生産体系を有する産地モデルの育成を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものである。

1 産地モデルの育成

需要に応じたばれいしょの生産体制の構築に向けて、協議体の運営等の取組を支援。

2 農業機械等の導入

ばれいしょ産地モデルの育成に必要な農業機械等の導入を支援。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

3 事業実施主体欄の4の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。

4 事業実施主体欄の5の者については、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。

5 事業実施主体欄の7の者については、以下の(1)から(3)までに定める基準を満たすこと。

(1) 種ばれいしょの生産者(種ばれいしょの生産活動を行う個人又は法人)、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とすること。

(2) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

(3) (2)のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

6 第1の2の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

7 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょ及びばれいしょとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるばれいしょの実需との販売割合を2.0%又は2.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

3 目標年度成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 ばれいしょ産地モデルの育成

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第1に掲げたばれいしょ産地モデルの育成に向けた取組の推進を目的に、種ばれいしょ及びばれいしょの生産・販売に関する協議体の運営及び技術研修等に必要な経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、協議体の設置・運営を必須とし、第1の2と別記6の取組を行う者、実需者及び都道府県は協議体への参加を必須とする。

- (2) 補助率は10/10以内とする。

- (3) 本取組を行う事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間の事業実施地区における種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画（協議体構成員の役割分担を含む。）を策定することとし、当該計画は事業実施地区で生産される一般ほ産ばれいしょのおおむね5割以上が実需者に供給される計画とする。なお、令和4年度補正予算「持続的畑作生産体系確立緊急支援事業」の別記5の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画の期間を計画の期間とすることができる。

- (4) 種ばれいしょについては、原則として事業実施地区内で調達するものとする。事業実施地区内で必要数量の種ばれいしょが調達できない場合には他産地からの調達を可とするが、この場合、事業実施地区外の種ばれいしょ生産者等を協議体の構成員に加えた上で、複数年契約等により事業計画の達成に必要な種ばれいしょの調達を担保しなければならない。

- (5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、産地モデルの育成に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

- (2) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2

以内とする。

- (3) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。
- (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
 - ア 導入及びリース導入共通の留意事項
 - (ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
 - (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
 - (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
 - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - (カ) 受益農家戸数又は受益農場従事者が事業開始後にやむを得ず 2 戸又は 5 名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、2 戸又は 5 名以上となるように努めるものとする。
 - (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業デー

タ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費－補助金) / 当該農業機械等の耐用年数 + 年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、2年 (年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。) 以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × 助成率 (1 / 2 以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × (リース期間 ÷ 法定耐用年数) × 助成率 (1 / 2 以内)

リース料助成額 = (リース物件購入価格 (消費税抜き) - 残存価格) × 助成率 (1 / 2 以内)

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者 (原則3者以上) からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ) の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 3 本取組については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、ばれいしょ産地モデルの育成に向けた取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

- (3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

- ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
- イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
- ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。
- 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
 - (5) 成果目標の変更
- 5 事業の着手
- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。
- ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の3の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。
- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。また、3の措

置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

(別記6)

種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業

第1 事業の内容

本事業は、次に掲げる新たな種ばれいしょ産地の形成、ばれいしょの需要に応じた生産体系の構築及び近年の高温によるばれいしょの品質低下への対策に必要な経費を補助するものとする。

1 種ばれいしょ保管施設の整備

別記1の取組を行う事業実施主体又は検討会の構成員が、新たな種ばれいしょ産地の形成するために必要な施設の整備。

2 ばれいしょ保管施設等の整備

別記5の取組を行う事業実施主体又は協議体の構成員が、ばれいしょの需要に応じた生産体制を構築するために必要なばれいしょ保管施設等の整備。ただし、既存施設の改修の取組に当たっては、以下の取組に限る。

(1) 高温によるばれいしょの品質低下への対策に係る設備の導入

(2) ばれいしょ等の包装・出荷に係る設備の導入

3 高温対策施設の整備

高温によるばれいしょの品質低下への対策に資する施設の整備・改修。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の1の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

3 事業実施主体欄の2の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。

4 事業実施主体欄の3の者については、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。

5 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

(1) 第1の1の取組を行う場合

種ばれいしょとする。

(2) 第1の2の取組を行う場合

ばれいしょとする。

(3) 第1の3の取組を行う場合

ばれいしょ（種ばれいしょを除く。）とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるばれいしょの実需との販売割合を2.0%又は2.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施年度を含む5年までの範囲内で設定するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、第1に掲げる施設の整備に要する経費とする。
- 2 本事業で整備する施設等については、別記6別紙に定める施設等の補助対象基準を満たすものとする。
- 3 補助率は1／2以内とする。
- 4 第1の1の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を、別記1の取組で作成する種ばれいしょの販売計画に基づき作成するものとし、計画期間は、事業実施年度を含む5年間で設定する。なお、令和4年度補正予算「持続的畑作生産体系確立緊急支援事業」の別記1の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・販売計画の期間を計画の期間とすることができる。
- 5 第1の2の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を、別記5の取組で作成する種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画に基づき作成するものとし、計画期間は、事業実施年度を含む5年間で設定する。なお、令和4年度補正予算「持続的畑作生産体系確立緊急支援事業」の別記5の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画の期間を計画の期間とすることができる。
- 6 第1の3の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を作成し、これに事業実施年度を含む5年間のばれいしょ生産計画（一般ほ産のみ）を添付するものとする。
- 7 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防

止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 8 事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 9 施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。
- 10 施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。
- 11 施設等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 12 地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- 13 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。なお、事業実施主体は、本要領別記様式第 5 号に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- 14 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
- （1）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- （2）改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- （3）本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- 15 保管施設等の整備等と一体的に行う包装・出荷施設の整備等については包装・出荷施設の規模及び能力の設定に当たり、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。
- 16 留意事項
- （1）周辺環境への配慮施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 周辺景観との調和施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(3) P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の活用に努めるものとする。

(4) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合は施設等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(5) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

第 5 実施基準

1 事業実施主体が既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、需要に応じた生産体制の構築に向けた取組を継続することとする。

第 6 実施手続

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第 1 号により事業実施計画を作成

し、都道府県知事へ提出するものとする。

- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

- (3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。

- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。

イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

- (2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、別表1の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントに記載するものとする。

- (3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、別表1の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントに記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う

場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、市町村長又は都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を本要領別記様式第4号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

別記6別紙 補助対象基準

施設等名	補助対象基準
種ばれいしょ保管施設	(施設等の整備) - 施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 - 改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量の増加等の機能向上となること。 (施設等の運営) - 施設等への種ばれいしょの受入の方針を定めていること。 - 施設等に受け入れた種ばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。
ばれいしょ保管施設等	(施設等の整備) - 施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 - 改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量の増加等の機能向上となること。 - 実需者が受益者であること。 (施設等の運営) - 施設等へのばれいしょ等の受入の方針を定めていること。 - 施設等に受け入れたばれいしょ等の保管・販売の方針を定めていること。 (その他) - ばれいしょ等の保管、高温対策及び包装・出荷に不要な施設等は補助対象外とする。
高温対策施設	(施設等の整備) - 施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 - 実需者が受益者であること。 (施設等の運営) - 施設等へのばれいしょの受入の方針を定めていること。 - 施設等に受け入れたばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。

(別記 7)

豆類・そば等の安定生産等対策事業

第 1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、豆類・そば等の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための複数年契約取引の取組。

2 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組。

3 そばの安定生産・安定供給対策

(1) 湿害対策技術の導入

そばの安定生産を図るための湿害対策技術を新たに導入する取組。

(2) 複数年契約取引

そばの安定供給を図るための複数年契約取引の取組。

(3) 国産そばの新規需要拡大

産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大の取組。

4 なたねの品種転換に係る交雑防止対策

なたねのダブルロー品種の安定生産を図るための品種転換時の他品種との交雑を防止する取組。

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の 3 の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

3 事業実施主体欄の 4 の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第 2 の 2 の (2) に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。

4 事業実施主体欄の 5 の者については、以下の (1) から (3) までに定める基準を満たすこと。

(1) 都道府県、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成

されているものとする。

- (2) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
- (3) (2) のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 第4の3の(1)のアの取組及び第4の3の(3)の取組を行う場合は受益農業従事者が5名以上であること。
- 6 第4の3の(1)のウの取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- 7 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

- (1) 第1の1及び2の取組を行う場合
小豆、いんげん及び落花生とする。
- (2) 第1の3の取組を行う場合
そばとする。
- (3) 第1の4の取組を行う場合
なたねとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- (1) 第1の1の取組を行う場合
 - ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
 - ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
 - ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
 - ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加
 - ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加
 - ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上
 - ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加
 - ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上
- (2) 第1の2の取組を行う場合
 - ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を

2.0 ポイント以上増加

- ・事業対象の豆の導入比率を 2.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を 4.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの労働時間を 3.0%以上削減
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が 2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 2.0 ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が 2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 1.0 ポイント以上向上

（3）第 1 の 3 の（1）の取組を行う場合

- ・事業実施地区におけるそばの 10 a 当たりの収量を都府県の直近 7 中 5 年間の平均以上とする（事業実施地区における 10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超えない地区に限る。）
- ・事業実施地区におけるそばの 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 2.0%以上増加（事業実施地区における 10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超える地区に限る。）

（4）第 1 の 3 の（2）の取組を行う場合

- ・そばの複数年契約取引先を 1 者以上増加
- ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を 2.0 ポイント以上増加

（5）第 1 の 3 の（3）の取組を行う場合

- ・連携先の実需における国産そばの使用量を 2.0%以上増加
- ・連携先の実需における国産そばの使用割合を 2.0 ポイント以上増加
- ・国産そばを活用した新商品を 1 つ以上開発

（6）第 1 の 4 の取組を行う場合

- ・なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を 100.0%とする

3 目標年度

（1）第 1 の 1 から 3 までの取組を行う場合

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

（2）第 1 の 4 の取組を行う場合

成果目標の目標年度は事業実施年度とする。

第 4 補助対象経費、補助率等

1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

- （1）小豆、いんげん及び落花生の安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。

(2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画の提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

ア は種前に取引契約を締結していること。

イ 複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。

ウ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、60kg 当たり 4,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

エ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における小豆、いんげん及び落花生の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

(3) 補助率は、10a 当たり 4,000 円とする。また、補助対象額は、品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

＝（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）÷当該品目に係る地域の平均単収×補助率

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 豆類の新品種導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援する。

(2) 助成対象となる面積は、事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、1a に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。

(3) 補助率は、10a 当たり 7,500 円とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 そばの安定生産・安定供給対策

本取組は、次の基準により補助する。なお、いずれの取組においても、事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。ただし、(3)において、事業実施主体が交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体欄の5の者の場合はこの限りでない。

(1) 湿害対策技術の導入

ア 技術講習会・栽培実証

(ア) 補助対象経費は、そばの湿害対策技術の導入に向けて、技術講習会の開催や栽培実証等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できる経費とする。ただし、イ又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

なお、本取組の実施に当たっては、aの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- a. そばの湿害対策技術の導入に向けた検討会の開催等に係る経費。
- b. そばの湿害対策技術の栽培マニュアルの作成に係る経費。
- c. 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導及び作業機械の借上げに要する経費。
- d. 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
- e. 収穫物の品質評価、成分分析・評価及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

(イ) 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は300万円とする。

(ウ) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは（ア）のdに係る経費は補助対象としない。

(エ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

イ 湿害対策技術の導入

(ア) 補助対象となる取組は、湿害に弱いそばの安定生産を図るために実施する、小畦立て播種、弾丸暗渠の施工、サブソイラーによる心土破碎、ボトムプラウによる耕起等の透排水性の改善対策又は土壌改良資材の投入による土壌環境の改善対策等とする。ただし、ア又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助対象となる面積は、新たに湿害対策を導入する面積とする。

(ウ) 補助率は10a当たり2,000円とする。

(エ) 新たに取り組む湿害対策については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

(ア) 補助対象経費は、新たな湿害対策技術の導入に必要な農業機械等であり、以下の（イ）から（キ）までの基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。ただし、ア又はイにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。

(ウ) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(エ) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(オ) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(カ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- c. 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(キ) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

a. 導入及びリース導入共通の留意事項

- (a) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
- (b) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (c) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (d) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (e) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (f) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- (g) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

b. 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (a) 事業実施主体は、別記 7 別紙により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (b) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (c) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第 26 第 3 項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (d) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
- ・貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - ・事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。
- 事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費
- ・賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

c. 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (a) 農業機械等のリース期間は、2 年（年単位とし、1 年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。
- (b) リース料助成額については、次の算式によるものとする。
- リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2 以内）
- ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。
- リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2 以内）
- リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
× 助成率（1／2 以内）
- (c) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則 3 者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(d) 事業実施主体は、c の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(e) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

(2) 複数年契約取引

ア そばの安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援する。

イ 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。また、は種前に取引契約を締結していない場合は、契約書には種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付するものとする。

(ア) 事業実施年産を含む複数年（2 か年以上）の取引契約を締結していること。

(イ) 事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していること。

(ウ) 実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む。）、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、45kg 当たり 2,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

(エ) 事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間におけるそばの売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

ウ 補助率は、10 a 当たり 1,000 円とする。また、補助対象額は、次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

＝（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）（※1）÷地域のそばの平均単収（※2）×補助率

※1 「事業実施年産の補助対象となる契約取引数量」及び「事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量」は、玄そば換算した出荷実績数量とする。

※2 「地域のそばの平均単収」は、農林水産省「作物統計調査」の市町村別データの直近7中5年間を基本とする。

エ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(3) 国産そばの新規需要拡大

ア そばの安定生産・安定供給に向けた取組を推進するため、産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大に必要な以下の経費（別表2に定める費目ごとに整理することとする。）を

助成するものとする。

(ア) 国産そばに係るニーズ調査

国産そばの新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費（一部の食品製造事業者等における商品の PR を目的としたものは対象としない。）とする。

(イ) 国産そばを活用した新商品の開発

国産そばを活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費とする。

(ウ) 販路拡大のためのマッチング・PR

国産そばを活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

イ 補助率は、1／2 以内とする。

ウ 留意事項

(ア) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。

(イ) 販路拡大のためのマッチング・PR に当たっては、必ず国内製造のそばを使用していることをその要素に加えること。

4 なたねの品種転換に係る交雑防止対策

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、ダブルロー品種への転換時に他品種の野良生え対策を実施するために必要な掛かり増し経費とする。なお、ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしづくに限る。

(2) 補助対象面積は、事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種（品種間の交雑防止のため、同一の品種に限る。）に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、種子生産地域においては、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。

(3) 補助率は、10a 当たり 3,000 円とする。ただし、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(5) 事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む 5 年間、原則、ダブルロー品種とする。

5 本事業のうち第 4 の 3 の（1）のウを除く取組については、複数年契約取引や新品種導入等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和 5 年 12 月 20 日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第 5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、需要に応じ

た作物生産の取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2)の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。
なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。
- (5) 都道府県知事は、(2)のただし書により提出された事業実施計画及び(4)により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。
都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、第6の1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
 - イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
- (2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントに記載するものとする。
- (3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントに記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
 - ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の5の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体

の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。

- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価を終了する旨の記載がある改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、農業機械の導入を行う場合においては、イに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（2（1）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、次の当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

農業機械

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

イ 各効果の算定方法

(ア) 生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。

この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費})) \times \text{生産規模拡大率} \\ - (\text{事業実施後の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費}))$$

(イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。

この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後の生産量} \times (\text{事業実施後の販売単価} - \text{事業実施前の販売単価})$$

(ウ) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。

この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前販売単価} \times (\text{計画生産量} - \text{事業実施前生産量}) \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果との重複額}$$

(エ) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の作付面積} - \text{施設を導入しない場合の作付面積}) \times \text{事業実施前の単収} \times \text{事業実施前の販売単価} \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果（労働時間）との重複}$$

(オ) その他の効果

(ア) から (エ) までは掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{①残存率}$$

$$\text{①残存率} = (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i : 割引率 (資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数)

n : 総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数 = ①事業費の合計 ÷ ②年事業費の合計

①事業費の合計 : 各工種 (施設、機械) の事業費を合計する。

②年事業費の合計 : 年事業費を合計する。

工種名 (施設、機械)	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ② = ① / ③
〇〇	①	③	②
△△	⋮	⋮	⋮
××	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費 (事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。) を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表

1の(1)について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額

ア 直接効果

(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k=②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤+⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③'農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減光 熱力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削減光熱動力費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 ③+④×k-⑤ (千円)
合 計					

③'農家での削減光熱動力費計

④既存共同施設運営 に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削減諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に係る諸資材費 (千円)	年効果額 ③+④ × k-⑤ (千円)
	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)					
合 計									

③'農家での削減諸資材費計

④既存共同施設運営に係る諸資材費 (千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 ①+② ×k-③ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設の維持管理費 (千円)

v コスト節減効果計

(単位: 千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積計 ①+④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③×k-⑦' (千円)
〇ha未満								
〇～〇ha								
〇ha以上								
合計								

③'事業実施前の作業コスト計

⑦'事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 (ha)	⑤事業実施後 の作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③×k-⑤' (千円)
〇ha未満						
〇～〇ha						
〇ha以上						
合計						

③'事業実施前の作業コスト計 ⑤'事業実施後の作業コスト計

c 生産コスト削減効果計

(単位: 千円)

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト削減効果	
b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト削減効果	
計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/本箱/10a) (いすけわかこ)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg/本箱) (いすけわかこ)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	⑥販売単価差額 ⑤×④ (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

--	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

b 品質向上効果計

(単位: 千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

作目	作付面積(ha)		単収(kg/10a)		⑤事業実施前生産量	⑥事業実施後の生産量	⑦増加生産量	⑧事業実施前平均販売単価	⑨所得率	⑩生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①現況	②計画	③現況	④計画(見込)	①×③	②×④	⑥－⑤			⑪重複労働時間	⑫労賃単価	⑪×⑫	⑦×⑧ ×⑨－⑩
					(kg)	(kg)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

--	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力増加効果計

(単位: 千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
計	

(エ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

作 目	作付面積(ha)				④事業実施前 の単収	⑤減少生産 量	⑥事業実施前 販売単価	⑦所得率	⑧生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①事業実施 前	②機械・施設を導入 しない場合の作付 面積(見込)	②の把握方法及び作付 減少の理由	③増減 ①－②					⑨重複労働時 間	⑩労賃単価	⑨×⑩	
					(kg/10a)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合 計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

--	--

b 生産力維持効果計

(単位: 千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(オ) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位: 千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位: 千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト削減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 生産力維持効果	
オ その他効果	

合 計	
-----	--

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他（設計書、工事雑費）Ⅲ				
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）				
②' 工事費計			③' 年工事費計	
総合耐用年数＝②' /③' ＝			年	

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分			
①総事業費	千円		
うち整備事業に係るもの	千円		
うち推進事業に係るもの	千円		
②年総効果額	千円/年		
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。)と一体的に施行する場合の補正)	千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)		
③総合耐用年数	年		
④還元率			
⑤妥当投資額 ②/④	千円		
⑥費用損失額	千円		
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①			

割引率	0.04
-----	------

(別記8)

持続的な生産・流通体系確立事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、需要動向や気候変動に対応した輪作体系の導入など新たな生産・流通体系の構築を図るための実証等に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。
 - (1) 農業協同組合
 - (2) 農業協同組合連合会
 - (3) 農事組合法人
 - (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - (5) 特定農業法人及び特定農業団体
 - (6) その他農業者の組織する団体
- 3 事業実施主体欄の4の者については、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。
- 4 事業実施主体欄の5の者については、以下の(1)から(3)までに定める基準を満たすこと。
 - (1) 都道府県、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成されているものとする。
 - (2) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
 - (3) (2)のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 受益農業従事者が5名以上であること。
- 6 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる地域、成果目標等

1 対象となる地域

本事業の対象とする地域は、てん菜が作付けされている地域とする。ただし、てん菜が作付けされていない地域であっても、別記7の事業実施主体又は当該事業実施主体を構成員とするコンソーシアムが別記7で取り組む成果目標の達成に必要な取組を実施する場合は、本事業の対象とする。

2 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、豆類（大豆を含む。）、ばれいしょなど地域の輪作を構成する作物又はてん菜から転換する作物とする。ただし、第3の1のただし書きの地域においては、別記7の第3の1の各号に掲げる作物とする。

3 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定すること。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする
- ・病害等の被害発生率を直近の被害発生年と比較して10.0%以上削減
- ・別記7の第3の2で設定した成果目標（第3の1のただし書きの地域で取り組む場合に限る。）

4 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 第3の2に規定する作物の持続的な生産に向け、需要動向や気候変動に対応した輪作体系の導入など新たな生産・流通体系の構築に必要な実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、（1）の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- （1）新たな生産・流通体系の構築に向けた検討会の開催等に係る経費。
 - （2）新たな生産・流通体系の構築の栽培マニュアルの作成に係る経費。
 - （3）実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - （4）栽培実証に必要な栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
 - （5）収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
 - （6）その他、需要に応じた新たな生産・流通体系の構築に必要な経費。
- 2 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。
 - 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・

評価等に従わないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは1の(4)に係る経費は補助対象としない。

4 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

5 本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の3の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な生産・流通体系の確立に向けた取組を継続することとする。

3 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。

(2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

(3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。

(4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

(5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

(1) 市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。

イ 第3の3の成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

(2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の3の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントを記載するものとする。

(3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の3の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

(1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

ア 第3の3の成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 成果目標の変更

5 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の5の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

(2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還 地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体

である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

(別記9)

労働負担軽減対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作生産地域において、作業の効率化や基幹作業の外部委託等により労働負担の軽減を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 基幹作業の外部化に向けた取組

豆類やばれいしょの適期作業を推進するため、基幹作業の外部委託に要する経費を支援。

2 省力作業機械の導入

畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化に資する作業機械の導入経費を支援。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

3 事業実施主体欄の4の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。

4 事業実施主体欄の5の者については、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。

なお、当該5の者が実施することができるのは第1の2の取組に限るものとする。

5 第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

6 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

(1) 第1の1の取組を行う場合

小豆、いんげん、落花生及びばれいしょとする。ただし、別記10の第1の1の取組を行っている地域においては、別記10の第3の1に掲げる作物（緑肥を除く。）も対象範囲とする。

(2) 第1の2の取組を行う場合

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょとする。ただし、「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表。以下「てん菜方針」という。）に沿っ

た取組を行っている地域においては、てん菜（移植栽培から直播栽培に変更するために必要な農業機械等に限る。）も対象範囲とする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・ 10a 当たりの労働時間を 3.0%以上削減
- ・ ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して 2.0ポイント以上増加
- ・ ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して 3.0%以上増加
- ・ 事業対象の豆の導入比率を 2.0ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の 10a 当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して 3.0%以上増加
- ・ てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を 50.0%以上とする

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 基幹作業の外部化

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第3の1の(1)に定めた対象作物の適期の栽培管理を行うため、次の基幹作業を作業受託組織へ委託するのに要する経費とする。

ア は種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

イ ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

- (2) 補助額は、前々年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。

なお、増加した委託面積又は選別委託量については、前々年度と事業実施年度の作業受委託契約書、作業記録及び受託作業料金の請求書等により確認するものとする。

$$\begin{aligned} \text{「補助額」} &= (\text{事業実施年産委託面積（又は量）} - \text{前々年産委託面積（又は量）}) \\ &\quad \times \text{事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（消費税抜き）} \\ &\quad \times \text{補助率（1／2以内）} \end{aligned}$$

- (3) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

- (4) 本事業の取組については、基幹作業の外部化に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

2 省力作業機械の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第3の1の(2)に定められた対象作物の基幹作業の省力化に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。

- (3) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。
- (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
- ア 導入及びリース導入共通の留意事項
 - (ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
 - (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
 - (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
 - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず 3 戸又は 5 名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3 戸又は 5 名以上となるように努めるものとする。
 - (キ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 助成対象の農業機械等は、作業受託面積の拡大に必要なものに限る。

(イ) 事業実施主体は、別記 9 別紙により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(エ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ) の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作産地の労働負担の軽減に向けた取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。

(2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

(3) (2) の場合であつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。

(4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

(5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

(1) 市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。

イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ 第1の2の省力作業機械の導入の取組を実施する場合は、第4の2の(6)に掲げる

留意事項を全て満たしていること。

オ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

(2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントを記載するものとする。

(3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

(1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 成果目標の変更

5 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、市町村長又は都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を本要領別記様式第4号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

なお、第4の1の(4)の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付決定前着手届の提出に替えて、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

(2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

(1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した農業機械等を、常に良好な状態で管

理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該農業機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1) の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、農業機械の導入を行う場合においては、イに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（2（1）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、次の当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

農業機械

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

イ 各効果の算定方法

(ア) 生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。

この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費})) \times \text{生産規模拡大率} \\ - (\text{事業実施後の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費}))$$

(イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。

この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後の生産量} \times (\text{事業実施後の販売単価} - \text{事業実施前の販売単価})$$

(ウ) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。

この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前販売単価} \times (\text{計画生産量} - \text{事業実施前生産量}) \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果との重複額}$$

(エ) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の作付面積} - \text{施設を導入しない場合の作付面積}) \times \text{事業実施前の単収} \times \text{事業実施前の販売単価} \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果（労働時間）との重複}$$

(オ) その他の効果

(ア) から (エ) までは掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{①残存率}$$

$$\text{①残存率} = (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i : 割引率 (資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数)

n : 総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数 = ①事業費の合計 ÷ ②年事業費の合計

①事業費の合計 : 各工種 (施設、機械) の事業費を合計する。

②年事業費の合計 : 年事業費を合計する。

工種名 (施設、機械)	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ② = ① / ③
〇〇	①	③	②
△△	⋮	⋮	⋮
××	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費 (事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。) を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表

1の(1)について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額

ア 直接効果

(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k=②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤+⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③'農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減光 熱力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削減 光熱動力費 ①×② (千円)	⑤導入施設運 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 $(③+④) \times k - ⑤$ (千円)
合 計					

③'農家での削減光熱動力費計

④既存共同施設運 営に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削減 諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設運 営に係る諸資材費 (千円)	年効果額 $(③+④) \times k - ⑤$ (千円)
		袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)				
	(円/10a)								
合 計									

③'農家での削減諸資材費計

④既存共同施設運営に係る諸資材費 (千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 ①+② ×k-③ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設の維持管理費 (千円)

v コスト節減効果計

(単位: 千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積計 ①+④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③×k-⑦' (千円)
〇ha未満								
〇～〇ha								
〇ha以上								
合計								

③'事業実施前の作業コスト計

⑦'事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 (ha)	⑤事業実施後 の作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③×k-⑤' (千円)
〇ha未満						
〇～〇ha						
〇ha以上						
合計						

③'事業実施前の作業コスト計 ⑤'事業実施後の作業コスト計

c 生産コスト節減効果計

(単位: 千円)

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	
b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	
計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/本箱/10a) (いすけわかこ)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg/本箱) (いすけわかこ)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	⑥販売単価差額 ⑤×④ (円/kg/本箱) (いすけわかこ)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

--	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

b 品質向上効果計

(単位: 千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

作目	作付面積(ha)		単収(kg/10a)		⑤事業実施前生産量	⑥事業実施後の生産量	⑦増加生産量	⑧事業実施前平均販売単価	⑨所得率	⑩生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①現況	②計画	③現況	④計画(見込)	①×③	②×④	⑥－⑤			⑪重複労働時間	⑫労賃単価	⑪×⑫	⑦×⑧ ×⑨－⑩
					(kg)	(kg)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

--	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力増加効果計

(単位: 千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
計	

(エ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

作 目	作付面積(ha)				④事業実施前 の単収	⑤減少生産 量	⑥事業実施前 販売単価	⑦所得率	⑧生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①事業実施 前	②機械・施設を導入 しない場合の作付 面積(見込)	②の把握方法及び作付 減少の理由	③増減 ①-②					⑨重複労働時 間	⑩労賃単価	⑨×⑩	
					(kg/10a)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合 計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

--	--

b 生産力維持効果計

(単位: 千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(オ) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位: 千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位: 千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト削減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 生産力維持効果	
オ その他効果	

合 計	
-----	--

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他（設計書、工事雑費）Ⅲ				
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）				
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数＝②' / ③' ＝		年		

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分			
①総事業費	千円		
うち整備事業に係るもの	千円		
うち推進事業に係るもの	千円		
②年総効果額	千円/年		
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。)と一体的に施行する場合の補正)	千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)		
③総合耐用年数	年		
④還元率			
⑤妥当投資額 ②/④	千円		
⑥費用損失額	千円		
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①			

割引率	0.04
-----	------

(別記 10)

てん菜から需要の高い作物への転換支援事業

第1 事業の内容

本事業は、てん菜方針に沿って、てん菜の一部をばれいしょ、豆類を始めとした需要の高い作物に転換する取組を支援するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 てん菜からの転換

てん菜の一部を需要の高い作物へ転換するために必要な経費の支援。

2 転換に必要な農業機械等の導入

てん菜から転換して新たに導入する、又は作付面積を拡大する作物の生産に必要な農業機械等の導入経費の支援。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の2の者については、第1の1の取組に限り対象とする。

3 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

4 事業実施主体欄の4の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。

5 第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

6 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする需要の高い作物は、大豆、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ（加工用、でん粉原料用及び種子用に限る。）、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他都道府県知事が地方農政局長等に協議して、需要が高いと認めた作物とする。なお、緑肥へ転換する場合は、事業実施年度の翌年度以降、当該ほ場において、事業実施年度に緑肥に転換した面積と同規模で需要の高い作物に転換することを条件として、本事業の対象とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から取組ごとに1つ設定することとする。

(1) 第1の1の取組を行う場合

事業実施地区における事業実施年度のとん菜の作付面積を、事業実施年度の前年のとん菜の作付面積より減少

(2) 第1の1の取組と併せて第1の2の取組を行う場合

とん菜から転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(転換により新規作物を導入する場合は1ha以上導入)

3 目標年度

(1) 第1の1の取組を行う場合

成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

(2) 第1の1の取組と併せて2の取組を行う場合

成果目標の目標年度は、事業実施年度の初日の属する年の4年後の年の4月1日の属する年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 とん菜からの転換

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、とん菜から需要の高い作物への転換に必要な経費とする。

(2) 補助対象とする面積は、事業実施年度において、とん菜から第3の1に掲げる対象作物に転換する面積とする。

なお、畑地以外に作付けされているとん菜から需要の高い作物への転換についても本事業の対象とする。

(3) 補助率は、第3の1に掲げる需要の高い作物へ転換した場合は10a当たり30,000円とする。

ただし、大豆(種子として使用されるもの又は黒大豆以外のものに限る。)及びでん粉原料用ばれいしょへ転換した場合は10a当たり25,000円、子実用とうもろこしへ転換した場合は10a当たり35,000円とする。また、緑肥へ転換した場合は10a当たり25,000円とする。

(4) 事業実施地区のとん菜の作付面積は、事業実施年度を含む5年間、原則、事業実施年度の面積を超えてはならない。

(5) 子実用とうもろこしへ転換した場合は、収穫後の子実用とうもろこしの葉・茎等の残渣はほ場にすき込むものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

2 転換に必要な農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、第1の1の取組に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。ただし、緑肥に関する農業機械等は補助対象外とする。

- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、物件相当額の1／2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。
- (3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。
- (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (7) 第1の1の取組と同時に導入するものに限る。
- (8) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
- ア 導入及びリース導入共通の留意事項
 - (ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
 - (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
 - (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
 - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
 - (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも

利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担(事業費－補助金)／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、2年(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格(消費税抜き)×助成率(1／2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格(消費税抜き)×(リース期間÷法定耐用年数)
×助成率(1／2以内)

リース料助成額＝(リース物件購入価格(消費税抜き)－残存価格)
×助成率(1／2以内)

(ウ) 事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者(原則3者以上)からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき農業機械等を導入し、都道

府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 3 本事業の取組については、てん菜からの転換に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標及び第4の1の(4)の取組基準の達成に向けて、需要に応じた持続的な畑作生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

- (3) (2)の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2)のただし書により提出された事業実施計画及び(4)により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、第6の1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。

イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ 第1の2の農業機械等の導入の取組を実施する場合は、第4の2の(8)に掲げる留意事項を全て満たしていること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
 - ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - ウ 当該都道府県における事業実施年度のてん菜作付面積が前年度より下回っていること。
- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。
- 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
 - (5) 成果目標の変更
- 5 事業の着手
 - (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の3の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。
 - (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 6 管理運用
 - (1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した農業機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該農業機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から評価を終了する旨の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りま

とめた年度に、その結果を公表するものとする。

- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組の確実な実施が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

(別記 11)

環境に配慮した地域生産モデル確立事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。
 - (1) 農業協同組合
 - (2) 農業協同組合連合会
 - (3) 農事組合法人
 - (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - (5) 特定農業法人及び特定農業団体
 - (6) その他農業者の組織する団体
- 3 事業実施主体欄の4の者については、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。
- 4 事業実施主体欄の5の者については、以下の(1)から(3)までに定める基準を満たすこと。
 - (1) 都道府県、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成されているものとする。
 - (2) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
 - (3) (2)のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 受益農業従事者が5名以上であること。
- 6 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、主として畑地に作付けされる豆類（大豆を含む。）、ばれいしょ、てん菜、その他都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定すること。

- ・10a 当たりの物財費を 5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域 1 ヶ所以上に導入
- ・10a 当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して 3.0%以上削減・10a 当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用回数と比較して 10.0%以上削減
- ・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較して 10.0%以上削減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 第3の1の作物の持続的な生産体系の確立に向け、化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、(1)の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- (1) 化学農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた検討会の開催等に係る経費。
- (2) 化学農薬・化学肥料の低投入型栽培の栽培マニュアルの作成に係る経費。
- (3) 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (4) 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
- (5) 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
- 2 補助率は 10/10 以内とする。ただし、補助金の上限は 1,000 万円とする。
- 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは1の(4)に係る経費は補助対象としない。
- 4 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (2) 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- 5 本事業については、栽培実証に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作産地の農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた取組を継続することとする。
- 3 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

- (3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。

- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。

イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

- (2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントに記載するものとする。
- (3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントに記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
- ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。
- 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
 - (5) 成果目標の変更
- 5 事業の着手
- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。
- ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の5の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。
- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するもの

とする。

- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。

- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。

- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

(別記12)

かんしょ病害抑制対策事業

第1 事業の内容、補助対象経費、補助率等

令和5年産でサツマイモ基腐病が発生した地域において、次期作対策に必要な以下の経費を助成するものとする。

1 交換耕作の取組

(1) 令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場を耕作した農業者が、当該ほ場では令和6年産のかんしょ栽培を行わず、専らかんしょを作付けしていない農業者から平成30年以降かんしょを作付けしていないほ場を借受して、サツマイモ基腐病の対策を行いつつ令和6年産のかんしょを栽培するために要する経費を補助する。

(2) 補助対象面積は、令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場面積と当該ほ場を耕作した農業者が専らかんしょを作付けしていない農業者との間で新たに賃借契約等を締結したほ場での令和6年産のかんしょ栽培面積のいずれか小さい面積とする。

(3) (1) 及び (2) の被害が著しいほ場面積とは、令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3割以上減少したほ場とし、次に掲げる計算式により算定するものとする。

- ・サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量 (A) : 経営体ごとのかんしょ総出荷量 (全ての用途) をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量。
- ・令和5年産の単位面積当たり収量 (B) : サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量 (全ての用途) を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量。
- ・被害が著しいほ場 : $1 - (B \div A) = 0.3$ 以上

※Bから算出される被害割合は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定も可とする。

(4) 補助率は10a 当たり30,000円とする。

2 交換耕作体系確立のための体制整備

(1) 地域で交換耕作を進めるために必要な以下に掲げる経費のうち別表3に掲げる経費を補助する。

- ア 農業者に対する交換耕作意向調査に係る経費
- イ 地域における話し合いを行うための会合の開催に係る経費
- ウ 交換耕作の展示ほの設置等農業者の研修会の開催に係る経費
- エ 先進地の取組調査に係る経費
- オ 交換耕作計画の作成に係る経費

(2) 補助率は、10/10以内とする。

3 継続栽培の取組

(1) 令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を耕作する農業者が、令和6年産におけるサツマイモ基腐病の対策を行いつつ、当該農業者が保有等する農地において令和6

年産のかんしょ作付けを継続するために要する経費を補助する。なお、取り組むことができる農業者は、以下の全てを満たす者とする。

ア 令和5年産における被害発生ほ場の割合が、当該地域におけるかんしょ作付面積全体の5割以上の県又は市町村において、作付けを行っているもの。

イ サツマイモ基腐病対策を行い（枕畝の廃止等排水対策は必ず実施）、令和6年産の作付けを行うもの。

ウ 加工業者等との植付前の出荷契約を締結するもの。

エ 収入保険に加入しているもの又は共済組合等と連携して農業者への個別説明による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を別記様式第1号別添別紙により作成し事業実施主体に提出するもの。

(2) 補助対象面積は、令和5年産の被害発生ほ場面積と加工業者等と植付前に出荷契約を締結した面積のいずれか小さい面積とする。

(3) 補助率は、令和5年産において、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3割以上減少したほ場については10a当たり20,000円、3割未満の減少にとどまったほ場については10a当たり10,000円とし、3割以上減少したほ場は第1の1の(3)に掲げる計算式により算定するものとする。

4 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証

(1) サツマイモ基腐病の被害軽減が期待される防除対策の実証に必要な以下に掲げる経費のうち別表3に掲げる経費を補助する。

ア 実証計画の作成、進捗状況及び成果の把握等について検討するための会議開催に係る経費

イ 産地段階での生産規模・作業体系等を想定した防除技術の確立のための実証に係る経費

ウ 成果報告会やマニュアルの作成等実証成果の普及に係る経費

(2) 補助率は、10/10以内とする。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の1の農業者が組織する団体で、農産局長が別に定めるものとは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

3 事業実施主体欄の3の者については、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。

- 4 事業実施主体欄の4の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 5 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 作付面積を1%以上増加
- (2) 10a当たり収量を10%以上増加
- (3) サツマイモ基腐病が発生したほ場面積割合を10ポイント以上削減

2 目標年度

目標年度は、第1の1及び3の取組については、取組の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度、第1の2及び4については、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）の区域内にあって、かつ、令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生している地域とする。

4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 第1の3の取組を実施する場合は、第1の3の(1)のエで収入保険に関する説明を受けた農業者から提出された確認書の写しを、事業実施計画書に添付していること。
- (7) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 第1の4で農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、以下のとおりとする。

また、本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

ア 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。

イ 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。

ウ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等に鑑みて適正であること。

エ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模につ

いては、事業実施に必要最小限なものであること。

オ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

カ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入すること。

キ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

ク 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

ケ 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

コ スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

サ 無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号消費・安全局長通知）等を遵守するものとする。

シ トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データ連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農業データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

第 4 事務手続

1 募集方法等

（1）農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

（2）地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査したうえで、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

（3）農産局長は、（2）により地方農政局長等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3) による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1 の規定により、地方農政局長等より補助金交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画書を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

第5 助成等

- 1 補助対象経費の積算等について、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 2 補助対象経費は事業の実施に直接必要な経費であって、本取組の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 4 次に掲げる経費は、補助対象外とする。
 - (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組に係る経費。
 - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組に係る経費。
 - (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組に係る経費。
 - (4) 自家労賃の補てんに当たる取組に係る経費。
 - (5) 不動産、船舶、飛行機又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組に係る経費。ただし地方農政局長等が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とすることができる。
 - (6) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費。

- (7) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

4 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

5 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体が地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記述があった場合、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について、返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業は、次期作に向けた調整作業に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年産の収穫作業が行われた日以降の取組についても支援の対象とすることができるものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式5号により地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業実施結果の評価

- 1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第7号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第9号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

(別記 13)

砂糖等の新規需要開拓支援事業

第1 目的

令和4年度からの加工食品の原料原産地表示の本格施行や、原材料価格の高騰等により、加工食品の原材料における国産回帰の動きが見られることから、これを後押しするため、加工食品の製造過程における中間財としての砂糖の調製品等について、最終製品メーカー等の国産中間財への置換えを促すこと等により、国内で生産された砂糖の需要拡大を図る。

第2 事業の内容、補助対象経費、補助率等

甘味資源作物の持続的な生産を確保するため、加糖調製品から国内で製造された砂糖を用いた調製品への置換え等を促すために必要な以下の経費（別表4に定める費目ごとに整理することとする。）を助成するものとする。

1 加糖調製品に係るニーズ調査

（1）新たな加糖調製品の国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や菓子企業等へのマーケティング調査等の経費（一部の食品製造事業者等における商品のPRを目的としたものは対象としない。）とする。

（2）補助率は、定額とする。

（3）留意事項

本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。

2 国産の加糖調製品の開発

（1）砂糖と主原料を混合した国産の加糖調製品（国内で製造された砂糖を用いた調製品（製品を含む。）をいう。以下同じ。）の開発に必要な機械設備、原材料、コンサルタント等の経費及び開発した加糖調製品の成分分析等の経費とする。

（2）補助率は、1／2以内とする。

3 販路拡大のためのマッチング・PR

（1）国産の加糖調製品又は当該調製品を活用した新たな製品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した製品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

（2）補助率は、1／2以内とする。

（3）留意事項

販路拡大のためのマッチング・PRに当たっては、必ず国内製造の砂糖を使用していることをその要素に加えること。

4 甘味資源作物の他用途利用に係る取組

（1）さとうきび等甘味資源作物のSAF（持続可能な航空燃料）等への他用途利用に向け、甘味資源作物関係者、自治体、地域住民等の認知を向上させる情報発信等の取組に要する経費。

（2）補助率は、定額とする。

第3 事業実施主体

交付等要綱別表 1 に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、コンソーシアム規約を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。ただし、補助金交付候補者に選定された後でなければ、上記規約を定めることができない場合には、交付決定の日までに定めること。
- (2) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 構成員である法人等の役員等が暴力団員でないこと。

2 第 2 の 4 を実施する事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、代表者、組織及び運営について規約が策定されており、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第 4 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から 1 つ以上設定することとする。

- (1) 第 2 の 1 から 3 までの事業
 - ア 国内製造の砂糖の使用割合の増加
 - イ 国産の加糖調製品の開発（砂糖の使用量が増加している場合に限る。）
- (2) 第 2 の 4 の事業
 - 甘味資源作物の他用途利用に関する関係者の認知・理解の向上

2 目標年度

- (1) 第 2 の 1 から 3 までの事業
 - 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。
- (2) 第 2 の 4 の事業
 - 成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1 の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定等を受けている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 第 2 の 2 で機械等の導入又はリース導入を行う場合は、以下のとおりとする。
 - ア 取組の内容が、既存の機械等の代替として、同種・同能力の機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - イ 助成対象事業費が、当該機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

- ウ 事業実施計画に基づく機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- エ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

第5 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 農産局長は、応募者から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果に応募者に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあつては採択優先順位の変更は行わないものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1の規定により、農産局長より補助金交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、変更した事業実施計画書を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

第6 助成等

- 1 補助対象経費は事業の実施に直接必要な経費であつて、本取組の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、農産局長は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 3 次に掲げる経費は、補助対象外とする。
 - (1) 事業実施主体が他の助成により実施中の取組又は既に完了している取組に係る経費。
 - (2) 収入の単なる補てんに当たる取組に係る経費。
 - (3) 自家労賃の補てんに当たる取組に係る経費。

- (4) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費。
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

4 補助金の返還

農産局長は、事業実施主体が提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記述があった場合であって、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について、返還を求めることができるものとする。

第7 事業の着手

- 1 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により作成し、農産局長に提出するものとする。
- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとし、交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 3 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。
- 4 農産局長は、1のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第29の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式第5号により、事業実施計画（別記様式第1号別添）に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、農産局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、別記様式第7号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長による事業評価
 - (1) 農産局長は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は外部の

有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

- (2) 農産局長は、(1)の評価の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 農産局長は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (4) 農産局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに農産局長に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

- (1) 農産局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第9号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- (2) 農産局長は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第10 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。）が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を補助事業者から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく農産局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後において、補助事業者及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡する場合には、事前に農産局長と協議して承諾を得ること。

第11 推進指導

農産局長は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第12 不正行為等に対する措置

農産局長は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

別表 1（別記 1 から別記 11 まで関係）

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等		
交付等要綱別表 1 の 1 の（１）から（５）まで及び（10）を除く取組については、以下の成果目標から、実施する交付等要綱別表 1 の事業内容の欄の取組ごとに、達成すべき成果目標を 1 つ選択することとする。 なお、事業内容の欄から複数の取組を選択する場合にあっては、同一の成果目標を選択できるものとする。 また、次の 1 つ以上に該当する取組を行う場合は、1 ポイントを加算できるものとする。 【重点政策課題加算ポイント】 ・交付等要綱別表 1 の 2 の（１）の取組を実施する場合 ・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和 6 年度までに認定を受ける見込みがある場合 ・事業実施地区で地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されていること又は策定に向けた協議が実施されている場合 ・事業実施主体（構成員を含む。）が実質化された人・農地プランの中心経営体又は地域内の農業を担う者として地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者である場合 なお、交付等要綱別表 1 の 1 の（６）の取組については、次に該当する取組に対し、以下の基準でポイントを加算できるものとする。 【別記 6 に関する取組における加算ポイント】 ・第 1 の 1 の取組を行う場合（5 ポイント） ・第 1 の 2 の取組（改修を除く）を行う場合（5 ポイント） ・第 1 の 2 の取組（改修を除く）を行うにあたり、自産地で必要数量の種ばれいしょを生産する場合（10 ポイント） ・第 1 の 2 の取組の改修のうち（１）の取組を行う場合（2 ポイント）		
事業	事業内容	成果目標の基準及びポイント
国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業	種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業	・当該産地におけるばれいしょの実需との販売割合を 2.0%以上増加、又は 2.0 ポイント以上増加 10.0%又は10.0ポイント以上・・・20ポイント 8.0%又は8.0ポイント 以上・・・16ポイント 6.0%又は6.0ポイント 以上・・・12ポイント 4.0%又は4.0ポイント 以上・・・8ポイント 2.0%又は2.0ポイント 以上・・・4ポイント
		・当該産地における種ばれいしょの作付面積を直近 4 年間の作付面積の平均と比較して 5.0%以上増加 25.0% 以上・・・20ポイント

		20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・当該産地におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
	豆類・そば等の安定生産 等対策事業	・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント

		・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された品種をいう。
		・事業対象の豆の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上 10.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上 5.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるそばの10 a 当たりの収量を都府県の直近 7 中 5 年間の平均以上とする（事業実施地区における10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超えない地区に限る。） 平均より8.0% 以上増加・・・・・・・・・・20ポイント 平均より6.0% 以上増加・・・・・・・・・・16ポイント 平均より4.0% 以上増加・・・・・・・・・・14ポイント 平均より2.0% 以上増加・・・・・・・・・・8ポイント 都府県の直近 7 中 5 年間の平均以上・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるそばの 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 2.0%以上増加（事業実施地区における 10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超える地区に限る。） 10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・そばの複数年契約取引先を 1 者以上増加 2 者 以上・・・・・・・・・・20ポイント 1 者 ・・・・・・・・・・10ポイント
		・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・国産そばの使用量を 2.0%以上増加 10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント

		8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・4ポイント
		・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発 2つ以上・・・・・・・・・・20ポイント 1つ・・・・・・・・・・10ポイント
		・なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100.0%とする 100.0%・・・・・・・・・・20ポイント
	持続的な生産・流通体系 確立事業	・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入 2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント 1地域・・・・・・・・・・10ポイント
		・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・4ポイント
		・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・4ポイント

		・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする 70.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 65.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 60.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 55.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 50.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・病害等の被害発生率を直近の被害発生年と比較して10.0%以上削減 30.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 25.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 20.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		【以下は豆類・そば等の安定生産対策等事業に関連した取組に限る。】
		・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加 15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された品種をいう。
		・事業対象の豆の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上 10.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上 5.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるそばの10 a 当たりの収量を都府県の直近 7 中 5 年間の平均以上とする（事業実施地区における10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超えない地区に限る。） 平均より8.0% 以上増加・・・・・・・・・・20ポイント 平均より6.0% 以上増加・・・・・・・・・・16ポイント 平均より4.0% 以上増加・・・・・・・・・・14ポイント 平均より2.0% 以上増加・・・・・・・・・・8ポイント 都府県の直近 7 中 5 年間の平均以上・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるそばの 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 2.0%以上増加（事業実施地区における 10 a 当たりの収量の直近 7 中 5 年間の平均が都府県の直近 7 中 5 年間の平均を超える地区に限る。） 10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・そばの複数年契約取引先を 1 者以上増加 2 者 以上・・・・・・・・・・20ポイント 1 者 ・・・・・・・・・・10ポイント
		・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・国産そばの使用量を 2.0%以上増加 10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント

		8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・4ポイント
		・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発 2つ以上・・・・・・・・・・20ポイント 1つ・・・・・・・・・・10ポイント
		・なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100.0%とする 100.0%・・・・・・・・・・20ポイント
	労働負担軽減対策事業	・10 a 当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・4ポイント
		・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・4ポイント
		・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・4ポイント

		・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする 70.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 65.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 60.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 55.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 50.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
環境に配慮した生産体系確立支援事業	環境に配慮した地域生産モデル確立事業	・10a当たりの物財費を5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入 2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント 1地域・・・・・・・・・・10ポイント
		・10a当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・10a当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用回数と比較して10.0%以上削減 50.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 40.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 30.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント

		20.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較して 10.0%以上削減 30.0% 以上・・・・・・・・・・ 20 ポイント 25.0% 以上・・・・・・・・・・ 16 ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・ 12 ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

別表 2 (別記 1、別記 2、別記 5、別記 7、別記 8 及び別記 11 関係)

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査用備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	新技術等の専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	新技術等を導入するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・賃金単価の設定根拠となる資

		働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質評価、加工適性試験等に必要な資材や原材料等の経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・消耗品は受払簿で管理すること。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（協議会等の構成員の民間企業等を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
処分費	処分料	未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費	・未譲渡性の担保を目的に行う処分料以外は、補助の対象外とする。

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房予算課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入

別表 3 (別記12関係)

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査用備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査等の実施に必要な経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要となる旅費・受講料等の経費	
謝金		事業を実施するために直接	・謝金の単価の設定根拠となる資料

		必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金	を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設、実験機器、事務機器、通信機器等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。

		評価等に必要な資材や原材料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され、又はその効力を失う少額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額(3万円未満)な記録媒体 ・実証試験等に用いる少額(3万円未満)な器具等	・消耗品は受払簿で管理すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(協議会の構成員の民間企業等を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

	租税公課	事業を実施するために直接 必要な委託の契約書に貼付す る印紙及び運営拠出金に課さ れる消費税に係る経費	
--	------	--	--

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- 3 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うこと。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができる。なお、入札が困難又は不適當な場合で、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。

別表 4（別記 13 関係）

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査用備品及び機械導入に係る経費（購入・設置に係る経費）	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席等を行うための旅費として依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	調査員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査等の実施に必要な経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、商談会、成果発表等の実施に必要となる旅費等の経費	
人件費		本事業に直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支

		間に対する給料その他手当	払うことはできない。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、商談会、展示会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	会場設営費	事業を実施するために直接必要な検討会、商談会、展示会等の会場設営費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要な食品加工機械、分析機器等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な資材や原材料、試供品・サンプル品に係る経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。 ・試供品、サンプル品に係る経費として明確に特定できないものは除く。 ・主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され、又はその効用を失う少額(3万円未満)な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額(3万円未満)な記録媒体 ・試験等に用いる少額(3万円未満)な器具等	・消耗品は受払簿で管理すること。
広報費		事業を実施するために直接必要な広告費、ポスター・パンフレット・映像等の作成、配布掲載等の経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(コンソーシアムの構成員の民間企業等を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を

			行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

- 1 賃金及び人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- 3 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うこと。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができる。なお、入札が困難又は不適當な場合で、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。

別紙（別記 1 から別記11関係）

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業のうち 都道府県向け補助金の配分基準について

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業のうち別記 1 から別記11までの取組における都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、重要な取組を優先的に採択した上で、事業実施計画の成果目標に応じて配分対象となる事業実施計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 予算額の配分に当たっては、別記 1 から別記 5 まで及び別記10の事業実施計画に係る要望額から配分するものとし、その結果、更に配分可能額がある場合、別記 7 から別記 9 まで及び別記11の事業実施計画に係る要望額への配分を行うものとする。

また、別記 6（種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業）については、別記 1 から別記 5 まで及び別記 7 から別記11までと予算区分が異なるため、別記 6 のみの予算の範囲内で別表の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業実施計画から順に配分するものとする。なお、別記 6 の予算の残額が事業実施計画に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で配分できるものとする。

- 2 農産局長は、別記 7 から別記 9 まで及び別記11に係る要望額の配分に当たっては、予算の範囲内で別表の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

- 3 2により配分した結果、最下位の事業実施計画の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業実施計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業実施計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

別記様式第 1 号（別記 1 ～別記13関係）

番 号
年 月 日

（別記13の事業）
農産局長 殿

（別記12の事業）
〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

（別記 1 ～別記11の事業）
〇〇〇市町村長 殿
（又は〇〇県（都道府）知事 殿）

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の事業実施計画の
提出（変更承認申請）について

令和〇年度において、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業を実施したいので、
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇
〇〇〇号農産局長通知）別記〇の第〇の〇の規定により別添のとおり、関係書類※
₁を添えて提出（変更承認申請）する。

〔※₂ なお、別添資料については、事業公募要領に基づき提出した事業実施計画
から変更はありません。〕

- ※1 関係書類として、事業実施計画書（別記様式第 1 号別添）を添付すること。また、
別記 1 から別記11まで及び別記12の第 1 の 3 の取組を実施する場合は、それぞれ
の取組に対応した別紙も添付すること。
- ※2 別記12及び別記13の取組を実施する場合であつて、事業実施計画の内容が、事業公
募要領に基づき提出した事業実施計画の記載内容と相違ない場合には、上に示した
〔 〕内の文言を記載することにより、別記様式第 1 号別添の添付を省略することが
できる。なお、事業公募要領に基づき提出した事業実施計画の記載内容から変更があ
るときは、〔 〕内の文言は削除し、変更箇所を加筆・修正した資料を添付するこ
と。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業

（別記1～別記11関連対策）

- ☐ 事業実施計画書
- ☐ 事業実績報告書

事業実施年度：令和 年度

事業実施主体名：

事業実施地区：
（都道府県名・市町村名を記入）

第1 事業計画総括表

1 事業概要等 (単位：円)

事業内容 (各事業の番号は実施要領第2より引用)	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業費						
1 優先採択事業						
(1) 種ばれいしょの新産地形成支援事業						
ア 種ばれいしょ産地の形成					定額	
イ 種ばれいしょ生産の開始					定額	
ウ 農業機械等の導入					1/2以内	
(2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業					定額	
(3) 種ばれいしょの安定供給対策事業						
ア 種ばれいしょの緊急増産					定額	
イ 種ばれいしょのり病率低減					定額	
(4) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業					定額	
(5) ばれいしょ産地モデル育成推進事業						
ア 産地モデルの育成					定額	
イ 農業機械等の導入					1/2以内	
(10) てん菜から需要の高い作物への転換支援事業						
ア てん菜からの転換					定額	
イ 転換に必要な農業機械等の導入					1/2以内	
2 その他対策事業						
(7) 豆類・そば等の安定生産等対策事業						
ア 豆類の複数年契約取引					定額	
イ 豆類の新品種導入					定額	
ウ そばの技術講習会・栽培実証					定額	
エ そばの湿害対策技術の導入					定額	
オ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入					1/2以内	
カ そばの複数年契約取引					定額	
キ 国産そばの新規需要拡大					1/2以内	
ク なたねの品種転換に係る交雑防止対策					定額	
(8) 持続的な生産・流通体系確立事業					定額	
(9) 労働負担軽減対策事業						
ア 基幹作業の外部化に向けた取組					1/2以内	
イ 省力作業機械の導入					1/2以内	
(11) 環境に配慮した地域生産モデル確立事業					定額	
3 整備事業						
(6) 種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業					1/2以内	
合計						

注1:「備考」の欄には、区分毎に、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	代表者名	みどりの食料システム法に基づく計画認定の状況	地域計画との連携内容
0		1 環境負荷低減事業活動実施計画（計画策定者名： ） 2 特定環境負荷低減事業活動実施計画（計画策定者： ） 3 基盤確立事業実施計画（計画策定者名： ）	1 地域計画の区域内 2 地域計画の策定に向けた協議の実施 3 目標地図に位置付けられた者 4 実質化された人・農地プランに位置付けられた者

注1：みどりの食料システム法に基づく計画認定の状況は、1から3のいずれかの認定を受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合に記入すること。

注2：地域計画との連携内容は、1から4のいずれかに該当している場合に○を付すこと。

2 事業実施体制

（1）事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
所在地	
電話番号	
e-mail	

（2）経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
所在地	
電話番号	
e-mail	

（3）構成員の組織等（事業実施主体がコンソーシアムの場合）

構成員	役割分担

1 優先採択事業

注1: 成果目標を3つ以上設定する場合は、適宜、行を追加して記入すること。
注2: 「事業内容又は取組」の欄には、交付等要綱別表1の事業内容を記入。ただし、取組により成果目標が異なる場合は、実施要領別記の第1の取組名を記入すること。
注3: 「具体的な成果目標」の欄には、「事業内容又は取組」に対応する実施要領別記の第3の成果目標を記入すること。
注4: 「現状」は、各事業内容又は取組に対応した成果目標に応じ記入すること。ただし、基準年の規定がない場合は事業の対象となる年産の前々年とする。
注5: 「増減率等」の欄には、設定した成果目標にもとづく「現状」値と「目標」値から算定される具体的な増減率等の数値を記入すること。
注6: 5名要件を適用する場合は、「備考」の欄に受益農業従事者数を記入すること。

事業内容	
------	--

事業内容 又は取組	具体的な成果目標	現状	目標	増減率等	ポイント ①	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)	備 考
事業内容 又は取組	具体的な成果目標	現状	目標	増減率等	ポイント ②	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)	備 考

事業内容 又は取組	具体的な成果目標	現状	目標	増減率等	ポイント ③	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)	備	考

注1: 成果目標を3つ以上設定する場合は、適宜、行を追加して記入すること。

注2: 「事業内容又は取組」の欄には、交付等要綱別表1の事業内容を記入。ただし、取組により成果目標が異なる場合は、実施要領別記の第1の取組名を記入すること。

注3: 「具体的な成果目標」の欄には、「事業内容又は取組」に対応する実施要領別記の第3の成果目標を記入すること。

注4: 「現状」は、各事業内容又は取組に対応した成果目標に応じ記入すること。ただし、基準年の規定がない場合は事業の対象となる年産の前々年とする。

注5: 「増減率等」の欄には、設定した成果目標にもとづく「現状」値と「目標」値から算定される具体的な増減率等の数値を記入すること。

注6: 5名要件を適用する場合は、「備考」の欄に受益農業従事者数を記入すること。

ポイントの合計 ①+②+③+...	設定目標数	ポイント 平均値④	重点政策課題加算 ポイント⑤	本計画のポイント 合計 ④+⑤
		#DIV/0!		

3 整備事業

事業内容 又は取組	具体的な成果目標	現状	目標	増減率等	ポイント	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)	備 考

注1:「具体的な成果目標」の欄には、「事業内容又は取組」に対応する実施要領別記6の第3の成果目標を記入すること。
注2:「現状」は、事業の対象となる年産の前々年とし、成果目標に応じ記入すること。
注3:「増減率等」の欄には、設定した成果目標にもとづく「現状」値と「目標」値から算定される具体的な増減率等の数値を記入すること。

第4 事業内容

1 取組の内容

(1)国産需要の高い作物の生産拡大等支援

事業内容又は取組	実 施 時 期	実施方針	事業対象作物	用途 (ばれいしょのみ)
(別記8)持続的な生産・流通体系確立事業	○年○月～○月	(例) ばれいしょの安定生産のため、他産地から購入していた種ばれいしょを自ら生産する体制を整備する。	(例) ばれいしょ	種子

注1:「事業内容又は取組」の欄については、実施要領別記1から別記10の事業内容又は取組を記入すること。
注2:適宜、行を追加して記入すること。
注3:「事業対象作物」の欄については、本事業で取組を実施する全ての作物名(ばれいしょの場合は用途別)を記入すること。

(2)環境に配慮した生産体系確立支援

事業内容	実施時期	実施方針	事業対象作物	用途 (ばれいしょのみ)
(例)環境に配慮した地域生産モデル確立	○年○月～○月	(例) てん菜の化学肥料低減技術の普及を目指して実証を行い、環境に配慮した生産体系の確立と生産コストの低減を目指す。	(例) てん菜	

注1:「事業内容」の欄については、実施要領別記11の事業名を記入すること。
注2:適宜、行を追加して記入すること。
注3:「事業対象作物」の欄については、本事業で取組を実施する全ての作物名(ばれいしょの場合は用途別)を記入すること。

2 各メニューの取組の詳細
別記様式第1号別添別紙に記載すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	
1【優先採択事業】 第1の1の(1)から(5)及び(10)	0	0	0	0	
2【その他対策事業】 第1の1の(7)から(9)及び2	0	0	0	0	
3【整備事業】 第1の1の(6)	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	

注1:「事業費」の欄には、1から3の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、面積定額補助の取組メニューにあつては国庫補助金の額を事業費とする。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	
国庫補助金	0	—	—	—	
自己負担	0	—	—	—	
その他	0	—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	
1【優先採択事業】 第1の1の(1)から(5)及び(10)	0	—	—	—	
2【その他対策事業】 第1の1の(7)から(9)及び2	0	—	—	—	
2【整備事業】 第1の1の(6)	0	—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

注1:経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

注3:「本年度精算額」「比較増減」の欄は、実績報告時に記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記入すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合は添付を省略可能）及び収支予算（又は収支決算）、農業機械等を導入する場合は受益戸数又は受益農業従事者の要件を確認できる資料
- 2 その他、地方農政局長等、都道府県知事及び市町村長が必要と認める資料
- 3 上記資料のうち、ウェブサイトで閲覧可能な資料はURLの記載のみで可
- 4 取り組む事業の別記様式第1号別添別紙

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(1)種ばれいしょの新産地形成支援

ア 新産地の概要

都道府県	
市町村	
各取組の実施主体(下欄に各取組を行う全ての実施主体を記入)	
①種ばれいしょ産地の形成	
②種ばれいしょ生産の開始	
③農業機械等の導入	
取組①の検討会の構成員	

注1:適宜、行を追加して記入すること。
注2:「都道府県」、「市町村」の欄には新産地の所在地の自治体名を記載すること。
注3:②と③の取組を実施する者及び都道府県は、①の検討会への参加を必須とする。

イ 種ばれいしょ産地の形成

取組内容	取組内容の詳細	事業量(単価、人数、実施回数、実証ほ面積)等	事業費(税込)(円)	国庫補助金(円)	備 考
計					

注1:「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇研修会開催・受講、〇〇マニュアル作成等具体的な内容を記入すること。
注2:「事業量」の欄には、実施要領別記1別表の「補助対象経費」の費目毎に具体的に記入すること。
注3:「国庫補助金」の欄には、事業費の10／10以内の額を記入すること。
注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
注5:適宜、行を追加して記入すること。

ウ 種ばれいしょ生産の開始

区分	設置面積(a)		補助対象面積 (a) ③=②-①	④国庫補助金 (円) (③*20,000円)/10	事業要件の確認方法 (販売計画等に基づいた作付面積の確認資料)	備 考
	①前年度 (年度)	②実施年度 (年度)				
原種ほ						
採種ほ						
計						

注1:「設置面積」の欄には、事業実施地区における「前年度」及び「実施年度」の原種ほ、採種ほそれぞれの設置面積の合計を記入すること。

注2:「補助対象面積」の欄には、原種ほや採種ほの実施年度の設置面積のうち、前年度からの増加面積をそれぞれ記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、補助対象面積(a未満は切り捨て)に実施要領別記1の○に掲げる補助率(20,000円/10a)を乗じた額を記入すること。

注4:「事業要件の確認方法」の欄には、種ばれいしょの販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる資料名などを記入し、添付すること。

また、使用する種ばれいしょの品種名、購入量が確認できる資料を添付すること。

エ 農業機械等の導入

【購入・改良の場合】

(ア)機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

(イ)農業機械の購入価格内容の詳細

機械番号(購入)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		

別記様式第 1 号別添別紙（別記 1 関係）

現有機の有無 （有の場合：能力・取得年月・台数・今後の使用予定など）	
機械の選定理由及び規模決定の根拠	
機械管理者	
保管・設置場所	
購入価格（税抜、円）	
購入価格（税込、円）	
国庫補助金（円）	
備考	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格（税抜、円）」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（消費税抜価格））を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格（税抜）×1／2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること（計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。）。

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業（農業機械の導入）を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号（購入）」欄に連番を付すこと。

【リースの場合】

(ウ)リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

(エ)農業機械のリース料等の詳細

機械番号(リース)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
利用面積(ha)		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数・ 今後の使用予定など)		
リース期間(年)		
機械の選定理由及び規模 決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
①物件取得予定価格(税抜、 円)		
②リース終了後の残存価格 (税抜、円)		
③助成申請額(円)		

④リース諸費用(税抜、円)	
⑤リース料に係る消費税 (円)	
事業実施主体負担リース料 (税込) (①－②－③＋④＋ ⑤)	
助成申請額の算出算式(い ずれか小さい額)	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間が年ではなく月となる場合は、「リース期間(年)」の欄に「令和〇年〇月～令和〇年〇月(△△か月)」と記載すること。

注4:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

(オ)オープンAPIへの対応(トラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合)

トラクター又はコンバインの導入又またはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況について整備している(又は整備する見込みである)場合は○、整備していない場合は×を付してください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
☐ 整備している(又は整備する見込みである)

【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー:井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー:AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V(Case IH、New Holland、Steyr)、
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。
「整備していない」場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を
別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(2)種ばれいしょ生産の省力技術確立

ア 本事業において取り組む技術等

新しい技術の内容、現状の導入状況、見込	備 考

注1: 本事業の取組の中で品種の選定を行う場合、事業実施計画時には取り組むことが見込まれる品種を記載するとともに、事業実績報告時や事業実施状況報告時に具体的に取り組んだ品種について記載すること。

注2: 新たな技術の原理及び期待される効果を簡潔に記した概要書を添付すること。また、国内外に類似の事例等があれば同書に記載すること。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

イ 取組の内容

取組内容	取組内容の詳細	事業量(単価、人数、実施回数、実証ほ面積)等	事業費(円)(税込)	国庫補助金(円)	備 考
計					

注1: 「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇適応性試験、〇〇加工適性試験等具体的な内容を記入すること。

注2: 「事業量」の欄には、実施要領別記2別表の「補助対象経費」の費目毎に具体的に記入すること。

注3: 「国庫補助金」の欄には、事業費の10／10以内の額を記入すること。

注4: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注5: 適宜、行を追加して記入すること。

ウ 実証ほの内容

取組内容	設置場所	ほ場面積 (a)	取組内容の詳細	管理責任者	備 考
計					

注1:「設置場所」の欄は実証ほを設置する市町村名・地域名を、「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

【以下、実績報告時、事業実施状況報告時に記入】

取組技術等	実証等の取組結果の概要	取り組んだ技術等の導入・定着に向けた取組状況
—	—	—
—	—	—

注1:本事業で取り組んだ技術等ごとに記入すること。

注2:「実証等の取組結果の概要」の欄には、事業実施期間中に取り組んだ実証等の結果の概要を記入すること。

注3:「取り組んだ技術等の導入・定着に向けた取組状況」の欄には、事業完了後に当該技術等の導入・定着に向け取り組んだ内容を記入すること。

注4:必要に応じ、実証等の結果や、当該技術等の導入・定着に向けた取組内容の分かる資料を添付すること。

注5:適宜、行を追加して記入すること。

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(3)種ばれいしょの安定供給対策

ア 種ばれいしょの緊急増産

区分	設置面積(a)		補助対象面積 (a) ③=②-①	④国庫補助金 (円) (③*20,000円)/10	事業要件の確認方法 (販売計画等に基づいた作付面積の確認資料)	備 考
	①前年度 (年度)	②実施年度 (年度)				
原種ほ						
採種ほ						
計						

注1:「設置面積」の欄には、事業実施地区における「前年度」及び「実施年度」の原種ほ、採種ほそれぞれの設置面積の合計を記入すること。
また、下記のイの取組における「設置面積」と一致する面積を記入すること。

注2:「補助対象面積」の欄には、原種ほや採種ほの実施年度の設置面積のうち、前年度からの増加面積をそれぞれ記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、補助対象面積(a未満は切り捨て)に実施要領別記3の第4の1の(3)に掲げる補助率(20,000円/10a)を乗じた額を記入すること。

注4:「事業要件の確認方法」の欄には、種ばれいしょの販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる資料名などを記入すること。
また、使用する種ばれいしょの品種名、購入量が確認できる資料を添付すること。

イ 種ばれいしょのり病率低減

区分	設置面積(a)		補助対象面積 (a) ③=②、又は①	④国庫補助金 (円) (③*8,000円)/10	り病率低減に向けた 取組内容	事業要件の確認方法	備 考
	①前年度 (年度)	②実施年度 (年度)					
原種ほ							
採種ほ							
計							

注1:「設置面積」の欄には、事業実施地区における「前年度」及び、「実施年度」の原種ほ、採種ほそれぞれの設置面積の合計を記入すること。
また、上記のアの取組における「設置面積」と一致する面積を記入すること。

注2:「補助対象面積」の欄には、原種ほや採種ほの実施年度の設置面積をそれぞれ記入すること。なお、前年度から面積が増加している場合は、前年度の面積を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、補助対象面積(a未満は切り捨て)に実施要領別記3の第4の2の(3)に掲げる補助率(8,000円/10a)を乗じた額を記入すること。

注4:「り病率低減に向けた取組内容」の欄には、り病率を低減させるために取り組む、具体的な内容を記入すること。

注5:「事業要件の確認方法」の欄には、り病率の低減を確認するための具体的な方法や資料名を記入すること。
また、使用する種ばれいしょの品種名、購入量が確認できる資料を添付すること。

ウ 種ばれいしょ作付計画(事業実施年度含む5年間)

年度	(事業実施年度)	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
作付予定面積 (ha)					
作付実績 (ha)					

	病害中抵抗性
--	--------

注1:「前年度」及び「事業実施年度」の欄には、事業実施地区において作付するジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモロシストセンチュウ抵抗性品種の全てについての当該年度の作付面積実績を記入すること。

注2:「国庫補助金」の欄には、補助対象面積(a未満は切り捨て)に実施要領別記4の第4の4に掲げる補助率を乗じた額を記入すること。

注3:「抵抗性品種転換計画策定予定年月」の欄は、本事業を行う場合は当該計画を策定していない都道府県に所在する場合のみ記入すること。

注4:適宜、行を追加し、品種毎に記入すること。また、作付が増加する品種毎に種ばれいしょを購入したことが確認できる資料を添付すること。

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(5)ばれいしょ産地モデル育成推進

ア 協議体の運営等

協議体の名称	
構成員	
事務局	

取組内容	取組内容の詳細	事業量（単価、人数、実施回数、実証ほ面積）等	事業費（税込）（円）	国庫補助金（円）	備 考
計					

注1:「構成員」の欄には、団体・法人の場合にはその名称を、個人の場合には氏名を記載すること。

注2:「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇調査、〇〇研修会開催・受講、〇〇マニュアル作成等具体的な内容を記入すること。

注3:「事業量」の欄には、実施要領別記別表2の「補助対象経費」の費目毎に具体的に記入すること。

注4:「国庫補助金」の欄には、事業費の10／10以内の額を記入すること。

注5:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注6:適宜、行を追加して記入すること。

イ 種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画（要領別記5第4の1の（3）関係）

（ア）種ばれいしょの調達及びばれいしょ生産計画

	生産 担当者		令和6年度 （事業実施年度）					令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					
			生産		他産地から調達		計	生産		他産地から調達		計	生産		他産地から調達		計	生産		他産地から調達		計	生産		他産地から調達		計	
一般ほ用種子（採種ほ産等）			実需 仕向	ha	トン	他産地 調達先	トン	トン	ha	トン	他産地 調達先	トン	トン	ha	トン	他産地 調達先	トン	トン	ha	トン	他産地 調達先	トン	トン	ha	トン	他産地 調達先	トン	トン
品種名：																												
品種名：																												
品種名：																												
品種名：																												
採種ほ産計																												
一般ほ産ばれいしょ																												
品種名：					ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン	
品種名：					ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン	
品種名：					ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン	
品種名：					ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン	
一般ほ産計					ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン			ha		トン	

注1:適宜、行を追加して記入すること。

注2:「実需仕向」の欄には、品種ごとに、一般ほ産のうち協議体に参加している実需者に供給されるロットについて「○」をつけること。なお、同一の品種で実需者に供給されないロットがある場合は欄を分

注3:「ha」の欄には作付予定面積を、「トン」の欄には生産予定量(種ばれいしょを他産地から調達する場合は調達予定数量)を記載すること。

注4:種ばれいしょを事業実施地区外(他産地)から調達する場合は、調達先(JA、法人、個人等)との契約書等の写しを添付すること。

注5:事業実施年度に産地モデルの育成に必要な農業機械等の導入及びばれいしょ保管施設等の整備事業を実施しない場合は、実績報告時に記入すること。

注6:一般ほ産計は事業実施地区の全てのばれいしょとすること。

注7:事業実施地区で生産される一般ほ産ばれいしょの概ね5割以上が実需者に計画数量とするものとする。

注8:色付きのセルの値は記載例。提出する際には、受益地区の種ばれいしょの増殖率等を考慮した適切な値を記載すること。

（イ）ばれいしょ販売計画

	実需者	令和 6 年度 （事業実施年度）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
一般ほ産販売計		トン	トン	トン	トン	トン
品種名：		トン	トン	トン	トン	トン
品種名：		トン	トン	トン	トン	トン
品種名：		トン	トン	トン	トン	トン
品種名：		トン	トン	トン	トン	トン

注1：適宜、行を追加して記入すること。

（ウ）実需との販売の割合

	実需者	令和 6 年度 （事業実施年度）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
一般ほ産販売計		%	%	%	%	%
品種名：		%	%	%	%	%
品種名：		%	%	%	%	%
品種名：		%	%	%	%	%
品種名：		%	%	%	%	%

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：（ア）の一般ほ産ばれいしょのおおむね5割以上の計画数量とするものとする。

（エ）上記計画を達成するための役割分担

協議体の構成員	役割	農業機械等の導入及びばれいしょ保管施設整備事業の計画		
		計画の有無	実施年度	計画の内容

注1：適宜、行を追加して記入すること。

ウ 産地モデルの育成に必要な農業機械等の導入
【購入・改良の場合】

（ア）機械の納入業者の選定方法の計画		
入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

（イ）農業機械の購入価格内容の詳細		
機械番号(購入)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数・今後の使用予定など)		
機械の選定理由及び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
購入価格(税抜、円)		
購入価格(税込、円)		
国庫補助金(円)		
備考		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税抜価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格(税抜)×1／2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること(計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)。なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(購入)」欄に連番を付すこと。

【リースの場合】

(ウ)リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

(エ)農業機械のリース料等の詳細

機械番号(リース)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数・今後の使用予定など)		
リース期間(年)		
機械の選定理由及び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
①物件取得予定価格(税 抜、円)		
②リース終了後の残存価 格(税抜、円)		
③助成申請額(円)		
④リース諸費用(税抜、 円)		
⑤リース料に係る消費税 (円)		
事業実施主体負担リース 料(税込)(①－②－③＋ ④＋⑤)		
助成申請額の算出算式 (いずれか小さい額)		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間が年ではなく月となる場合は、「リース期間(年)」の欄に「令和〇年〇月～令和〇年〇月(△△か月)」と記載すること。

注4:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

(オ)オープンAPIへの対応(トラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合)

トラクター又はコンバインの導入又はまたはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況について整備している(又は整備する見込みである)場合は○、整備していない場合は×を付してください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐整備している(又は整備する見込みである)

【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー

(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー:井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー:AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V(Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。

「整備していない」場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

別記様式第1号別添②

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(6)種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備(要領別記6の第4の4、5、及び6関連)

ア 事業実施年度・目標年度

事業実施年度	令和 年度	目標年度	令和 年度
--------	-------	------	-------

注:目標年度は、原則として翌々年度を記載すること

イ 事業の目的・効果

注1:本事業を活用することで、どのように種ばれいしょ新産地形成、需要に見合ったばれいしょ生産、またはばれいしょの品質維持を目指すのかを具体的に記載すること。
注2:既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載すること

ウ 施設等の整備

(ア)施設等を整備する場所

施設名等		導入予定場所	面積	用地の取得予定	備考
		市 町 村 番地	m ²		

注1:「用地の取得予定」の欄は、本事業に施設の新設で採択された場合、取得する予定の用地の取得予定時期等について記載すること。
注2:「用地の取得予定」の欄については、本事業で施設を改修予定の場合は、記載する必要はない。

(イ)施設等の整備内容

施設等名	整備内容(区分、構造、規格、能力等)

注1:記入欄が足りない場合は、欄を追加すること。
注2:本事業で整備する施設等の詳細について、事業内容欄に記載すること。

エ 事業費

(ア)事業費の内訳

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定)		備 考
		(円)	国庫補助額	都道府県費	市町村費	その他	年月日		

(注1)記入欄が足りない場合は、欄を追加すること。
(注2)本表への記載内容の詳細と金額の根拠がわかる書類を添付すること。

(2)補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

- 添付書類
- 概算設計書、見積書等事業の積算根拠となる資料(別添1)
 - 施設の規模算定根拠(別添2)
 - 施設の能力、稼働時間等の詳細(別添3)

- 位置、配置図、平面図、施設の管理運営規程(別添4)
 - コンソーシアム規約(案)(コンソーシアムを設置して、本事業の実施を希望する場合)(別添5)
 - その他、参考となる資料(参照した統計資料)等(別添6)

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(7) 豆類・そば等の安定生産等対策

ア 豆類の複数年契約取引

対象作物名	契約取引数量(t)		新規契約 取引数量 (t) ③=②-①	地域の 平均単収 (kg/10a) ④	補助対象面積 (a) ⑤=③*1,000*10/④	国庫補助金 (円) ⑥=⑤ *4,000/10a	備 考
	①前年 (年)	②事業実施 年 (年)					
計							

注1: 事業実施前年及び事業実施年の対象品目に係る契約書の写しを添付すること。
注2: 「補助対象面積」の欄には、新規契約取引数量を地域の平均単収を用いて面積換算した値(a未満は切り捨て)を記入すること。
注3: 「国庫補助金」の欄には、実施要領別記7の第4に掲げる品目毎の補助率を補助対象面積に乗じて算出すること。
注4: 「備考」の欄には、地域の平均単収の設定の考え方を記入すること。

(事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合)

契約締結時期	
契約内容	

注: 「契約内容」の欄には、補助対象となる契約取引の基準に係る事項を記入すること。
契約締結後、遅延なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出すること。

イ 豆類の新品種導入

対象作物名	新品種名	導入面積(a)		補助対象面積 (a) ③=②-①	国庫補助金 (円) ④=③ *7,500/10a	備 考
		①前年 (年)	②事業実施 年 (年)			
計						

注1: 事業実施前年及び事業実施年の新品種の導入面積が分かる資料を添付すること。
注2: 「前年」の欄には、事業実施年前年の新品種の導入面積を、「事業実施年」の欄には、事業実施年の新品種の導入面積を記入すること。
注3: 「補助対象面積」の欄には、当該新品種の導入面積について、事業実施年の導入面積から前年の導入面積を差し引いた面積(a未満は切り捨て)を記入すること。
注4: 「国庫補助金」の欄には、実施要領別記7の第4に掲げる補助率を補助対象面積に乗じて算出すること。

ウ そばの安定生産・安定供給対策
(ア) 湿害対策技術の導入
a 技術講習会・栽培実証

取組内容	取組内容の詳細	事業量(単価、人数、実施回数、実証ほ面積)等	事業費(税込)(円)	国庫補助金(円)	備 考
計					

注1:「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇研修会開催・受講、〇〇マニュアル作成等具体的な内容を記入すること。

注2:「事業量」の欄には、実施要領別記1別表の「補助対象経費」の費目毎に具体的に記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、事業費の10／10以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注5:適宜、行を追加して記入すること。

b 湿害対策技術の導入

取組内容	導入面積(a)		補助対象面積(a) ③=②-①	国庫補助金(円) ④=③*2,000/10a	備 考
	①前年 (年)	②事業実施年 (年)			
そばの作付面積					湿害対策の内容等：
うち湿害軽減技術導入面積					
計					

注1:「前年」の欄には、事業実施前年の対象作物の作付面積及び湿害軽減技術導入の取組を実施した面積を記入すること。

注2:「補助対象面積」の欄には、湿害軽減技術導入の取組面積について、事業実施年から前年を差し引いた面積を記入すること。

注3:「国庫補助額」の欄には、補助対象面積(a未満は切り捨て)に実施要領別記7の第4に掲げる補助率を補助対象面積に乗じて算出すること。

注4:「備考」の欄には、湿害対策の取組内容(土壌改良資材投入の取組を行う場合は、その施用量及び施用時期等も記載)及びその効果について具体的に記入することとし、欄が足りない場合は別様式(任意)を用いること。

c 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

【購入・改良の場合】

(a)機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

(b)農業機械の購入価格内容の詳細

機械番号(購入)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・ 台数・今後の使用予定など)		
機械の選定理由及 び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
購入価格(税抜、円)		
購入価格(税込、円)		
国庫補助金(円)		
備考		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税抜価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格(税抜)×1／2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること(計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)。
なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(購入)」欄に連番を付すこと。

【リースの場合】

(c)リース機械の納入業者の選定方法の計画		
入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

(d)農業機械のリース料等の詳細

機械番号(リース)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・ 台数・今後の使用予定など)		
リース期間(年)		
機械の選定理由及 び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
①物件取得予定価格 (税抜、円)		
②リース終了後の残存 価格(税抜、円)		
③助成申請額(円)		
④リース諸費用(税抜、 円)		
⑤リース料に係る消費 税(円)		
事業実施主体負担リー ス料(税込)(①－②－ ③＋④＋⑤)		
助成申請額の算出算 式(いずれか小さい額)		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間が年ではなく月となる場合は、「リース期間(年)」の欄に「令和〇年〇月～令和〇年〇月(△△か月)」と記載すること。

注4:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

(e)オープンAPIへの対応(トラクターを導入又はリース導入する場合)

トラクターの導入又またはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況について整備している(又は整備する見込みである)場合は○、整備していない場合は×を付してください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐整備している(又は整備する見込みである)

【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー:井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー:AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V(Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

（イ）そばの複数年契約取引

契約取引数量 （t、玄そば） ①事業実施年産（ 年）	地域の 平均単収 （kg/10a） ②	補助対象面積 （a） ③＝①*1,000*10/②	国庫補助金 （円） ④＝③*1,000/10a	備 考

注1：事業実施前年及び事業実施年のそばのは種前の取引契約書の写し又はは種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付すること。

注2：「補助対象面積」の欄には、新規契約取引数量を地域の平均単収を用いて面積換算した値（a未満は切り捨て）を記入すること。

注3：地域の平均単収は、農林水産省「作物統計調査」の市町村別データの直近7中5年間を基本とすること。また、kg未満は四捨五入すること。

注4：「国庫補助金」の欄には、実施要領別記7の第4に掲げる補助率を補助対象面積に乗じて算出すること。

注5：抜き実での契約の場合は、備考欄に事業実施年の抜き実の契約数量を記載し、①は玄そば換算（抜き実の契約数量を0.759で除して算出）すること。

注6：実績報告時には、契約書に基づく出荷実績数量を確認できる書類を添付すること。

（事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合）

契約締結時期	
契約内容	

注：「契約内容」の欄には、補助対象となる契約取引の基準に係る事項を記入すること。契約締結後、遅延なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出すること。

は種前に取引契約を締結していない場合は、契約書には種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付すること。

エ なたねの品種転換に係る交雑防止対策

①野良生え対策 実施面積 （a）	②事業実施年の なたねの 収穫面積 （a） ※補助上限面積	国庫補助金 （円） ③＝（①又は②） /10*3,000円	事業実施年の なたねの は種面積 （a）	備 考
（品種名）			（品種名）	

注1:「野良生え対策実施面積」の欄には、事業実施年にダブルロー品種以外のなたねの野良生え対策を実施する面積(a未満は切り捨て)を記入すること。

注2:「事業実施年のなたねの収穫面積」の欄には、事業実施年に収穫したダブルロー品種以外のなたねの面積(a未満は切り捨て)を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、実施要領別記7の第4に掲げる補助率を「野良生え対策実施面積」に乗じて算出すること。ただし、「野良生え対策実施面積」が「事業実施年のなたねの収穫面積」を超える場合は、「事業実施年のなたねの収穫面積」を補助上限面積とする。

注4:「事業実施年のなたねのは種面積」の欄には、事業実施年には種するダブルロー品種のなたねの面積(a未満は切り捨て)を記入すること。

注5:実績報告時には、「野良生え対策実施面積」「事業実施年のなたねの収穫面積」「事業実施年のなたねのは種面積」を確認できる資料をそれぞれ添付すること。

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(8)持続的な生産・流通体系確立

(ア)本事業において取り組む技術等

対象作物	新しい技術（品種）等の内容、現状の導入状況、見込	備 考

注1:本事業の取組の中で品種の選定を行う場合、事業実施計画時には取り組むことが見込まれる品種を記載するとともに、事業実績報告時及び事業実施状況報告時に具体的に取り組んだ品種について記載すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(イ)取組の内容

取組内容	取組内容の詳細	事業量(単価、人数、実施回数、実証ほ面積)等	事業費(円、税込み)	国庫補助金(円)	備 考
計					

注1:「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇適応性試験、〇〇加工適性試験等具体的な内容を記入すること。

注2:「事業量」の欄には、実施要領別記8別表の「補助対象経費」の費目毎に具体的に記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、事業費の10／10以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注5:適宜、行を追加して記入すること。

(ウ)実証ほの内容

対象作物	設置場所	ほ場面積(a)	具体的な取組内容	管理責任者	備 考
計					

注1:「設置場所」の欄は実証ほを設置する市町村名・地域名を、「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

【地域の輪作を構成する作物に関する取組を行う場合】

（エ）地域の輪作の状況と見通し

区 分		事業実施地区における主な輪作作物の作付面積（ha）							畑作物の延べ作付面積（ha）	畑作農家戸数（戸）	備考
		（作物名）	（作物名）	（作物名）	（作物名）	（作物名）	（作物名）	（作物名）			
現状	年産・年										
	面積										
	（構成割合）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
見通し	構成割合（％）										

注:「見通し」欄は、地域の輪作年限に応じ、記入すること。（4年輪作の場合は、4年後の見通しを記入）

【以下、実績報告時、事業実施状況報告時に記入】

取組技術等	実証等の取組結果の概要	取り組んだ技術等の導入・定着に向けた取組状況
—	—	—
—	—	—

注1:本事業で取り組んだ技術等ごとに記入すること。

注2:「実証等の取組結果の概要」の欄には、事業実施期間中に取り組んだ実証等の結果の概要を記入すること。

注3:「取り組んだ技術等の導入・定着に向けた取組状況」の欄には、事業完了後に当該技術等の導入・定着に向け取り組んだ内容を記入すること。

注4:必要に応じ、実証等の結果や、当該技術等の導入・定着に向けた取組内容の分かる資料を添付すること。

注5:適宜、行を追加して記入すること。

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(9)労働負担軽減対策

ア 基幹作業の外部化

対象作物名・基幹作業名	当該作業委託面積(a)		補助対象 面積(a) ③＝②-①	作業委託費用 単価(円/10a)	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	作業委託先
	①基準年 (年)	②事業実施年 (年)		(税抜)④	(税抜) (③*④)/10	事業費(税抜) の1／2以内	

注1:「基準年」の欄には、事業の対象となる年産の前々年の当該作業の委託面積を記入すること。
注2:「補助対象面積」の欄には、当該作業の委託面積について、事業実施年から基準年を差し引いた面積を記入すること。
注3:「国庫補助金」の欄には、事業費(税抜)の1／2以内の額を記入すること。
注4:対象作物・基幹作業が複数に及ぶ場合は、行を追加し、対象作物・基幹作業毎に記入すること。
注5:収穫時の粗選別に係る作業委託については、上記様式の「面積(a)」を「量(t)」に替えて作成すること。
注6:作業委託先の概要(事業者名、代表者名、事業内容等)の分かる資料及び委託内容に係る見積書の写し等を添付すること。

イ 省力作業機械の導入の取組

【てん菜の取組のみ記載】

	事業実施前年度	事業実施年度	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
移植栽培面積 (ha)						
直播栽培面積 (ha)						
計 (ha)						
直播の割合 (%)						

【購入・改良の場合】

（ア）機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

（イ）農業機械の購入価格内容の詳細

機械番号(購入)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・ 台数・今後の使用予定など)		
機械の選定理由及 び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
購入価格(税抜、円)		
購入価格(税込、円)		
国庫補助金(円)		
備考		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税抜価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格(税抜)×1／2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること(計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)。
なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(購入)」欄に連番を付すこと。

【リースの場合】

(ウ)リース機械の納入業者の選定方法の計画		
入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

(エ)農業機械のリース料等の詳細		
機械番号(リース)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・ 台数・今後の使用予定など)		
リース期間(年)		
機械の選定理由及 び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
①物件取得予定価格 (税抜、円)		
②リース終了後の残存 価格(税抜、円)		
③助成申請額(円)		
④リース諸費用(税 抜、円)		
⑤リース料に係る消費 税(円)		
事業実施主体負担リー ス料(税込)(①－②－ ③＋④＋⑤)		
助成申請額の算出算 式(いずれか小さい額)		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間が年ではなく月となる場合は、「リース期間(年)」の欄に「令和〇年〇月～令和〇年〇月(△△か月)」と記載すること。

注4:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

(オ)オープンAPIへの対応(トラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合)
トラクター又はコンバインの導入又はまたはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況について整備している(又は整備する見込みである)場合は○、整備していない場合は×を付してください。 ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を ☐ 整備している(又は整備する見込みである) 【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー (令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載) 国内メーカー:井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社 海外メーカー:AGCO Corporation(Fendt, MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V(Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。

「整備していない」場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

(10)てん菜から需要の高い作物への転換支援

ア てん菜からの転換

（ア）てん菜の作付面積

てん菜の作付面積（a）		増減 （a） ③＝①－②
①事業実施前年 （ 年）	②事業実施年 （ 年）	

注1：「増減」の欄には、事業実施年の面積から前年の面積を差し引いた面積（a未満は切り捨て）を記入すること。

（イ）てん菜からの転換の取組

転換作物	①補助率 （円/10a）	②転換面積 （a） 〈補助対象面積〉	国庫補助金 （円） ③＝（①*②）/10	備考

注1：「転換作物」の欄には、実施要領別記10の第3の1に掲げる作物のうち本取組で導入する作物名を記入すること。
注2：「補助率」の欄には、実施要領別記10の第4の1の(3)に掲げる補助率のうち本取組で導入する作物の補助率を記入すること。
注3：「転換面積」の欄には、本取組によりてん菜から転換して導入する作物の栽培面積を記入すること。
注4：「備考」の欄には、転換作物として緑肥を導入した場合、事業実施年の翌年以降に導入する転換作物を記入すること。
注5：転換作物が複数ある場合には、適宜、行を追加して転換作物ごとに記入すること。

（ウ）てん菜作付計画（事業実施年含む5年間）

年度	事業実施年度	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
作付予定面積 （ha）					
実績 （ha）					

イ 転換に必要な農業機械等の導入の取組
（ア）転換作物の作付実績及び作付計画（事業実施年含む5年間）

転換作物名	年度	（４）年前	（３）年前	（２）年前	（１）年前	直近４年間の平均作付面積
	作付面積 （ha）					
	作付面積 （ha）					

転換作物名	年度	（事業実施年度）	２年目	３年目	４年目	５年目
	作付予定面積 （ha）					
	実績（ha）					
	作付予定面積 （ha）					
	実績（ha）					
	合計（ha）					
	実績（ha）					

【購入・改良の場合】		
（イ）機械の納入業者の選定方法の計画		
入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

（ウ）農業機械の購入価格内容の詳細		
機械番号（購入）		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積（ha）		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 （有の場合：能力・取得年月・台数・今後の使用予定など）		
機械の選定理由及 び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
購入価格（税抜、円）		
購入価格（税込、円）		
国庫補助金（円）		
備考		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格（税抜、円）」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（消費税抜価格））を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格（税抜）×1／2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること（計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。）。

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業（農業機械の導入）を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号（購入）」欄に連番を付すこと。

【リースの場合】

(エ)リース機械の納入業者の選定方法の計画		
入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合わせ		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

(オ)農業機械のリース料等の詳細		
機械番号(リース)		
機械名		
製造会社名		
型式		
対象作物		
利用面積(ha)		
受益戸数又は 受益農業従事者数		
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数・今後の使用予定など)		
リース期間(年)		
機械の選定理由及 び規模決定の根拠		
機械管理者		
保管・設置場所		
①物件取得予定価格 (税抜、円)		
②リース終了後の残存 価格(税抜、円)		
③助成申請額(円)		
④リース諸費用(税抜、 円)		
⑤リース料に係る消費 税(円)		
事業実施主体負担リー ス料(税込)(①－②－ ③＋④＋⑤)		
助成申請額の算出算 式(いずれか小さい額)		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間が年ではなく月となる場合は、「リース期間(年)」の欄に「令和〇年〇月～令和〇年〇月(△△か月)」と記載すること。

注4:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注5:複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入して「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

(カ)オープンAPIへの対応(トラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合)
トラクター又はコンバインの導入又またはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況について整備している(又は整備する見込みである)場合は○、整備していない場合は×を付してください。 ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を ☐整備している(又は整備する見込みである) 【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー (令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載) 国内メーカー:井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社 海外メーカー:AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V(Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。
「整備していない」場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

2 環境に配慮した生産体系確立支援

環境に配慮した地域生産モデル確立

（ア）本事業において早期普及に取り組む技術等

対象作物	新しい技術（品種）の内容、現状の導入状況、見込	備 考

注1：本事業の取組の中で品種の選定を行う場合、事業実施計画時には取り組むことが見込まれる品種を記載するとともに、事業実績報告時及び事業実施状況報告時に具体的に取り組んだ品種について記載すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

（イ）取組の内容

取組内容	取組内容の詳細	事業量（単価、人数、実施回数、実証ほ面積）等	事業費（円、税込み）	国庫補助金（円）	備 考
計					

注1：「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇適応性試験、〇〇加工適性試験等具体的な内容を記入すること。

注2：「事業量」の欄には、実施要領別記11別表の「補助対象経費」の費目毎に具体的に記入すること。

注3：「国庫補助金」の欄には、事業費の10／10以内の額を記入すること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注5：適宜、行を追加して記入すること。

（ウ）実証ほの内容

対象作物	設置場所	ほ場面積 (a)	具体的な取組内容	管理責任者	備 考
計					

注1:「設置場所」の欄は実証ほを設置する市町村名・地域名を、「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

【以下、実績報告時、事業実施状況報告時に記入】

取組技術等	実証等の取組結果の概要	取り組んだ技術等の導入・定着に向けた取組状況
—	—	—
—	—	—

注1:本事業で取り組んだ技術等ごとに記入すること。

注2:「実証等の取組結果の概要」の欄には、事業実施期間中に取り組んだ実証等の結果の概要を記入すること。

注3:「取り組んだ技術等の導入・定着に向けた取組状況」の欄には、事業完了後に当該技術等の導入・定着に向け取り組んだ内容を記入すること。

注4:必要に応じ、実証等の結果や、当該技術等の導入・定着に向けた取組内容の分かる資料を添付すること。

注5:適宜、行を追加して記入すること。

収入保険に関する説明についての確認書

収入保険に未加入の方は、継続栽培への支援を受けようとする場合、提出義務があります。

1 氏名：

2 年齢： 歳

3 所在市町村名：

4 令和○年産かんしょ作付面積及び用途

- ・ 用 ha
- ・ 用 ha
- ・ 用 ha

5 収入保険に関する説明について

（1）説明を受けた日： 令和 年 月 日

（2）説明者所属機関名：

（3）同行機関名：

6 青色申告について（どちらかに○）

- ・ 青色申告を行っている（ 年継続）
- ・ 青色申告を行っていない

7 収入保険への加入について

今回の収入保険の説明をお聞きになった結果として、加入する、加入するつもりはないのどちらかを選択の上、以下にその理由をお答えください。

なお、どちらを選択しても補助金の交付に当たって不利益を受けることはありませんが、本確認書の提出は、補助金の交付を受ける条件となっていることから、御回答が不十分である場合、補助金の交付に支障を来すため丁寧な御回答をお願いします。

・ 加入する (令和 年から) ・ 加入するつもりはない

(1) 加入する

(かんしょ作経営における今後の経営指導に役立てるため、加入動機を具体的にお聞かせください。)
(必ず記入してください。)

(2) 加入するつもりはない

(かんしょ作経営における今後の経営指導に役立てるため、なぜ御加入されないのか、その理由を具体的にお聞かせください。)
(必ず記入してください。)

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業
かんしょ病害抑制対策事業

事業実施計画書

事業実施年度： ○年度

事業実施主体名： ○○生産組合

都道府県・市町村・地区名： ○○県○○市○○地区

第1 事業の目的

第2 実施地区における現状

かんしょ作付面積：	ha	サツマイモ基腐病発生ほ場面積：	ha	うち単収3割以上減ほ場面積：	ha
うち青果用：	ha	うち青果用：	ha	うち青果用：	ha
うち焼酎用：	ha	うち焼酎用：	ha	うち焼酎用：	ha
うちでん粉原料用：	ha	うちでん粉原料用：	ha	うちでん粉原料用：	ha

第3 事業計画総括表

都道府県 名及び市 町村名	事業実施主体名 及び地区名	目標	目標数値			受益		取組項目	事業費	負担区分			完了 予定 日	備考
			現状	目標	増減率	戸数	面積			国庫補助 金	事業実施 主体	その他		
			(○年度)	(○年度)		【目標年度】 (○年度) 戸	【目標年度】 (○年度) ha	1 交換耕作の取組	円	円	円	円		
						【現状】 (○年度) 戸	【現状】 (○年度) ha	2 交換耕作体系確立のための体制整備						
								3 継続栽培の取組						
								4 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証						
合計														

(注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記12の第3の1に掲げる成果目標を記入すること。
2 「目標数値」の欄については、成果目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとする。
3 「取組項目」の欄については、実施する項目のみ記入し、実施しない項目については削除すること。
4 「備考欄」の欄については、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額○円 うち国費○円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、「含税額」と記入した場合であって、同税額を減額したときには、備考の欄に合計額（「除税額○円 うち国費○円」）を記入すること。

第4 事業の成果目標

成果目標			
目標値	現状値（○年度）：	目標値（○年度）：	増減率： ○%増加又は減少
	（交換耕作体系確立のための体制整備又はサツマイモ基腐病軽減対策の実証を実施する場合）	目標値（○年度）：	増減率： ○%増加又は減少
目標数値決定根拠			
具体的な取組			
事業評価の検証方法（実績値の算出方法）	○年産の実績により検証。		
みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無	有 ・ 無		

（注） 1 「具体的な取組」の欄については、目標に対応した具体的な取組内容、値、予定規模等を記入すること。
2 「事業評価の検証方法」の欄については、具体的な検証方法を記入すること。

第5 事業実施主体

1 事業実施主体の概要

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名
〇〇生産組合 (〇年〇月〇日)		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	J A 〇〇事業本部 本部長 〇〇でん粉工場 代表

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体	〇〇県	
民間団体	〇〇組合	

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

第6 事業実施スケジュール

【取組項目： 】

事業の実施時期	内 容
(年度) 月 月 月 月	

(注) 1 取組項目には、実施要領別記12の第1の1～4の取組を記入し、複数取り組む場合は表又は行を追加して項目ごとに記入すること。

2 「内容」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

第7 事業内容

取組項目	内容	事業量	備考
1 交換耕作の取組		〇ha	
2 交換耕作体系確立のための体制整備	農業者に対する交換耕作意向調査	〇回（〇月）、調査対象〇名 等	
	地域における話し合いを行うための会合の開催	〇回（〇月、〇月）、参集範囲（生産者、〇〇等 約〇名）等	
	展示ほの設置等農業者の研修会の開催	展示ほ設置数：〇箇所、研修会：〇回（〇月）	
	先進地の取組調査	先進地：〇〇県〇〇市	
	交換耕作計画の作成	作成部数〇部、配布対象（生産者、〇〇）	
3 継続栽培の取組		3割以上減収ほ場 〇ha 3割未満減収ほ場 〇ha	
4 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証	〇〇検討会の開催	〇回（〇月、〇月）、検討会構成員（生産者団体、試験研究機関、行政、〇〇等 約〇名	
	〇〇の実証	どのような実証をするのか具体的に記載	
	成果報告会の開催	〇回（〇月）、参集範囲（生産者、〇〇等 約〇名）等	
	マニュアルの作成	作成部数〇部、配布対象（生産者、〇〇）	

（注） 1 実施する項目・内容のみ記入し、実施しない項目・内容については削除すること。
2 「内容」及び「事業量」の欄は具体的に記載し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

第8 事業費

(単位：円)

1 取組項目別の内訳

取組項目	事業費	うち国費	費目	積算根拠（単価×数量等）	備考
1 交換耕作の取組					
2 交換耕作体系確立のための体制整備					
3 継続栽培の取組					
4 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証					

(注) 1 実施する取組項目のみ記入し、実施しない取組項目については削除すること。
2 「費目」欄は、実施要領別記12の別表に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
3 「積算根拠」には、資材の名称・施用量・単価、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

2 備品費内訳（取組項目 2 又は 4 を実施し、備品に係る経費がある場合）

(1) リース・レンタルにより調達する主な備品

備品名	仕様 製造会社名 形式	用途	金額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予定時期
						年 月
						年 月
						年 月

(2) 購入予定の主な備品等

備品名	仕様 製造会社 名称	用途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月

3 オープンAPIへの対応（トラクターを導入又はリース導入する場合）

導入又はリース導入するトラクターのメーカーが、APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているかどうか確認の上、以下の該当する□にチェック。

☐ 整備している（又は整備する見込みである）

☐ 整備していない

【参考】

APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー（令和4年11月1日時点農林水産省調べ）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造し、データを連携できる環境を整備していないメーカーのトラクターの導入を希望する場合は、別途その理由書を添付するものとする。

第9 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金(A) 円	事業実施主体(B) 円	その他(C) 円	
サツマイモ基腐病対策事業					
合計					

(注) 「備考」の欄には、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入するとともに、「含税額」と記入した場合であって、同税額を減額したときには、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第10 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2)支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第11 添付書類(添付しない書類名は削除すること。)

- (1) 定款、寄附行為等、主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）を添付すること。
- (3) 契約による購入、請負等がある場合は、見積書（原則2社以上）を添付すること。
- (4) みどりの食料システム法に基づく認定計画がある場合は、環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかを添付すること。
- (5) その他地方農政局長等が必要と認める資料を添付すること。

第12 受益農家一覧

1 交換耕作の取組

	受益経営体	令和○年産		令和○年産	
		総作付面積	うち被害発生ほ場	総作付面積	うち交換耕作実施ほ場
		a	a	a	a
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

(注) 適宜欄を追加して記入すること

2 継続栽培の取組

	受益経営体	令和○年産			令和○年産で実施する防除対策	収入保険の加入状況
		総作付面積	うち3割以上の減収ほ場	うち3割未満の減収ほ場		
1		a	a	a		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

- (注) 1 「令和○年産で実施する防除対策」の欄については、実施する防除内容を具体的に記載すること。なお、排水対策（枕畝の廃止）は必ず実施すること。
 2 「収入保険の加入状況」の欄については、加入済みの場合は○を記入すること。
 3 適宜欄を追加して記入すること。
 4 農家から提出された確認書の写しを添付すること。

砂糖等の新規需要開拓支援事業

- ☐ 事業実施計画書
- ☐ 事業実績報告書

事業実施年度：令和 年度

事業実施主体名：

第 1 事業計画総括表

取組項目	事業費	負担区分			補助率	完了予定日	備考
		国庫補助金	事業実施主体	その他			
1 加糖調製品に係るニーズ調査	円	円	円	円	定額		
2 国産の加糖調製品の開発					1/2以内		
3 販路拡大のためのマッチング・PR					1/2以内		
4 甘味資源作物の他用途利用に係る取組					定額		
合計	0	0	0	0			

(注) 1 「取組項目」の欄には、実施する項目のみ記入し、実施しない項目については削除すること。
2 「備考」の欄には、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、「含税額」と記入した場合であって、同税額を減額したときには、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第 2 事業の成果目標

成果目標			
目標値	現状値（〇年度）：	目標値（〇年度）：	増加率又は増加数： 〇%増加又は〇製品の開発
事業評価の検証方法（実績値の算出方法）	（例）〇年度の実績により検証。		

第3 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) コンソーシアムで実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

第4 事業実施スケジュール

【取組項目： 】

事業の実施時期	内 容
(年度) 月 月 月 月	

(注) 1 取組項目には、実施要領別記13の第2の取組を記入し、複数取り組む場合は表を追加して項目ごとに記入すること。

2 「内容」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

第5 事業内容

取組項目	内容
1 加糖調製品に係るニーズ調査	（事業の目的） ※事業着手の経緯、課題解決のために、どのような事業を展開し、どのような成果を実現しようとするのか記載してください。 （事業の内容） ※新たな加糖調製品の国内市場のニーズを把握し、加糖調製品から国内製造の砂糖の使用に切り替えることができるようにするため、誰に（最終製品メーカー、消費者等）、どのような調査を行うのかを具体的かつ簡潔に記載してください。 （事業成果・効果の検証方法） ※加糖調製品に係るニーズ調査に取り組んだ結果、どのような成果・効果が期待できるのか。また、そのことをどのようにして把握・評価するのかを具体的に記載してください。
2 国産の加糖調製品の開発	（事業の目的） ※事業着手の経緯、課題解決のために、どのような事業を展開し、どのような成果を実現しようとするのか記載してください。 （事業の内容） ※どのような機器（導入予定機器等）を活用し、どのような製品（砂糖と混合する主原料や含糖率等）を開発することで、国産の加糖調製品に切替え等を行うのかを具体的かつ簡潔に記載してください。 （例）〇〇の機械を活用し、〇〇の菓子を開発予定。従来の原料である加糖調製品に替えて、国内製造の砂糖と、混合する〇〇を原材料とする（国内製造の砂糖の比率は100%）。 （事業成果・効果の検証方法） ※国産の加糖調製品の開発に取り組んだ結果、どのような成果・効果が期待できるのか。また、そのことをどのようにして把握・評価するのかを具体的に記載してください。
3 販路拡大のためのマッチング・PR	（事業の目的） ※事業着手の経緯、課題解決のために、どのような事業を展開し、どのような成果を実現しようとするのか記載してください。 （事業の内容） ※国内製造の砂糖を原料とした調製品（製品を含む）の販路拡大のため、誰に（最終製品メーカー、消費者等）、どのような取組（見本市・展示会・商談会等の開催、国内製造の砂糖を原料としている製品の広告宣伝費、PR・プロモーション資材作成等）を行うのかを具体的かつ簡潔に記載してください。 （例）〇〇を対象とした見本市を通じて〇〇の菓子パンをPRするため、見本市に出店し、またプロモーション資材を作成する。製品については従来の原料である加糖調製品に替えて、国内製造の砂糖と、混合する〇〇を原材料とする（国内製造の砂糖の比率100%）。 （事業成果・効果の検証方法） ※販路拡大のためのマッチング・PRに取り組んだ結果、どのような成果・効果が期待できるのか。また、そのことをどのようにして把握・評価するのかを具体的に記載してください。
4 甘味資源作物の他用途利用に係る取組	（事業の目的） ※事業着手の経緯、課題解決のために、どのような事業を展開し、どのような成果を実現しようとするのか記載してください。 （事業の内容） ※さとうきび等甘味資源作物のSAF等への他用途利用に向けた認知・理解の向上のため、誰に（甘味資源作物関係者、自治体、地域住民等）、どのような取組を行うのか（セミナー、シンポジウムの開催等）を具体的かつ簡潔に記載してください。 （事業成果・効果の検証方法） ※甘味資源作物の他用途利用に向けた情報発信に取り組んだ結果、どのような成果・効果が期待できるのか。

（注） 1 実施する項目・内容のみ記入し、実施しない項目・内容については削除すること。

2 「内容」の欄は具体的に記載し、必要に応じて補足資料を添付すること。また2,3の事業の場合は、開発した商品やPRする商品等における国内製造の砂糖の比率を明示すること。

第6 事業費

(単位：円)

1 取組項目別の内訳

取組項目	事業費	うち国費	費目	積算根拠（単価×数量等）	備考
1 加糖調製品に係るニーズ調査					
2 国産の加糖調製品の開発					
3 販路拡大のためのマッチング・PR					
4 甘味資源作物の他用途利用に係る取組					

- (注) 1 実施する取組項目のみ記入し、実施しない取組項目については削除すること。
 2 「費目」欄は、実施要領別記13の別表に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
 「積算根拠」には、単価、数量、員数等について具体的に記入すること。

2 備品費内訳（取組項目2を実施し、備品に係る経費がある場合）

（1）リース・レンタルにより調達する主な備品

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月

（2）購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

第7 経費の配分及び負担区分

事 業 名	総 事 業 費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
砂糖等の新規需要開拓支援事業					
合 計					

（注）「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入するとともに、「含税額」と記入した場合であって、同税額を減額したときには、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第8 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 円	本年度精算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
国庫補助金 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
砂糖等の新規需要開拓支援事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「本年度精算額」「比較増減」の欄は、実績報告時に記入すること。

第9 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) コンソーシアム規約又は定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 契約による購入、請負等がある場合は、見積書（原則3社以上）
- (4) みどりの食料システム法に基づく認定計画がある場合は、基盤確立事業実施計画を添付すること。

別記様式第2号（別記1～別記11関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇〇市町村長

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の市町村事業計画の
提出（変更承認申請）について

令和〇年度において、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業を実施したいので、
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇
〇〇〇号農産局長通知）別記〇の第〇の〇の規定により別添のとおり、関係書類を
添えて提出（変更承認申請）する。

注 関係書類として、別添の市町村事業計画書を添付すること。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業
市町村事業計画（市町村計画）

事業実施年度：令和 年度

市 町 村 名：

第 1 当該市町村の本事業の実施方針

注：「病害虫抵抗性品種の導入」を含む事業計画がある場合は、「ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種転換計画」の策定年月（予定含む）も記載すること。

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

事業内容 (各事業の番号は実施要領第2より引用)	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業費						
優先採択事業						
1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業						
（1）種ばれいしょの新産地形成支援事業						
ア 種ばれいしょ産地の形成					定額	
イ 種ばれいしょ生産の開始					定額	
ウ 農業機械等の導入					1/2以内	
（2）種ばれいしょ生産の省力技術確立事業					定額	
（3）種ばれいしょの安定供給対策事業						
ア 種ばれいしょの緊急増産					定額	
イ 種ばれいしょのり病率低減					定額	
（4）ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業					定額	
（5）ばれいしょ産地モデル育成推進事業						
ア 産地モデルの育成					定額	
イ 農業機械等の導入					1/2以内	
（10）てん菜から需要の高い作物への転換支援事業						
ア てん菜からの転換					定額	
イ 転換に必要な農業機械等の導入					1/2以内	
その他対策事業						
1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業						
（7）豆類・そば等の安定生産等対策事業						
ア 豆類の複数年契約取引					定額	
イ 豆類の新品種導入					定額	
ウ そばの技術講習会・栽培実証					定額	
エ そばの湿害対策技術の導入					定額	
オ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入					1/2以内	
カ そばの複数年契約取引					定額	
キ 国産そばの新規需要拡大					1/2以内	
ク なたねの品種転換に係る交雑防止対策					定額	
（8）持続的な生産・流通体系確立事業					定額	
（9）労働負担軽減対策事業						
ア 基幹作業の外部化に向けた取組					1/2以内	
イ 省力作業機械の導入					1/2以内	
2 環境に配慮した地域生産モデル確立事業						
（11）環境に配慮した地域生産モデル確立事業					定額	
整備事業						
1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業						
（6）種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業					1/2以内	
合 計						

注1:「備考」の欄には、区分毎に、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 事業実施主体別事業概要等

(1) 優先採択事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円 0	円	円	円	
			0				
			0				
合計			0	0	0	0	

(2) その他対策事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円 0	円	円	円	
			0				
			0				
合計			0	0	0	0	

(3) 整備事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円 0	円	円	円	
			0				
			0				
合計			0	0	0	0	

注1：「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。
注2：「ポイント」欄は、交付等要綱別表2（成果目標の基準）に基づき付与したポイントを記入すること。
注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。
注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入すること。

第3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	自己負担 (D)	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	円	
1【優先採択事業】第1の1の(1)から(5)及び(10)	0					
2【その他対策事業第1の1の(7)から(9)及び2	0					
3【整備事業】第1の1の(6)	0					
合 計	0	0	0	0	0	

第4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	
国庫補助金	0				
自己負担	0				
その他	0				
合 計	0				

2 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	
1【優先採択事業】第1の1の（1）から（5）及び（10）	0				
2【その他対策事業第1の1の（7）から（9）及び2	0				
3【整備事業】第1の1の（6）	0				
合 計	0				

第6 添付資料

- 1 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- 2 その他、都道府県知事が必要と認める資料（ウェブサイトで閲覧可能な資料はURLの記載のみで可）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の都道府県事業計画総
括表の提出（変更承認申請）について

令和〇年度において、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業を実施したいので、
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇
号農林水産省農産局長通知）別記〇の第〇の〇の〇の規定により別添のとおり、関
係書類を添えて提出（変更承認申請）する。

注 関係書類として、別添の都道府県事業計画書を添付すること。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業
都道府県事業計画総括表（都道府県計画）

事業実施年度：令和 年度

都道府県名：

第 1 当該都道府県の本事業の実施方針

注：「病害虫抵抗性品種の導入」を含む事業計画がある場合は、「ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種転換計画」の策定年月（予定含む）も記載すること。

第2 事業計画総括表
1 事業概要等

事業内容 (各事業の番号は実施要領第2より引用)	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業費						
優先採択事業						
1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業						
（1）種ばれいしょの新産地形成支援事業						
ア 種ばれいしょ産地の形成					定額	
イ 種ばれいしょ生産の開始					定額	
ウ 農業機械等の導入					1/2以内	
（2）種ばれいしょ生産の省力技術確立事業					定額	
（3）種ばれいしょの安定供給対策事業						
ア 種ばれいしょの緊急増産					定額	
イ 種ばれいしょのり病率低減					定額	
（4）ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業					定額	
（5）ばれいしょ産地モデル育成推進事業						
ア 産地モデルの育成					定額	
イ 農業機械等の導入					1/2以内	
（10）てん菜から需要の高い作物への転換支援事業						
ア てん菜からの転換					定額	
イ 転換に必要な農業機械等の導入					1/2以内	
その他対策事業						
1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業						
（7）豆類・そば等の安定生産等対策事業						
ア 豆類の複数年契約取引					定額	
イ 豆類の新品種導入					定額	
ウ そばの技術講習会・栽培実証					定額	
エ そばの湿害対策技術の導入					定額	
オ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入					1/2以内	
カ そばの複数年契約取引					定額	
キ 国産そばの新規需要拡大					1/2以内	
ク なたねの品種転換に係る交雑防止対策					定額	
（8）持続的な生産・流通体系確立事業					定額	
（9）労働負担軽減対策事業						
ア 基幹作業の外部化に向けた取組					1/2以内	
イ 省力作業機械の導入					1/2以内	
2 環境に配慮した地域生産モデル確立事業						
（11）環境に配慮した地域生産モデル確立事業					定額	
整備事業						
1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業						
（6）種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業					1/2以内	
合 計						

注1:「備考」の欄には、区分毎に、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 事業実施主体別事業概要等

(1) 優先採択事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円 0	円	円	円	
			0				
			0				
合計			0	0	0	0	

(2) その他対策事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円 0	円	円	円	
			0				
			0				
合計			0	0	0	0	

(3) 整備事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円 0	円	円	円	
			0				
			0				
合計			0	0	0	0	

注1：「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」欄は、交付等要綱別表2（成果目標の基準）に基づき付与したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入すること。

第 3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	自己負担 (D)	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	円	
1【優先採択事業】 第1の1の(1)から(5)及び(10)	0					
2【その他対策事業】 第1の1の(7)から(9)及び2	0					
3【整備事業】 第1の1の(6)	0					
合 計	0	0	0	0	0	

第 4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 収支予算（又は精算）
（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	
国庫補助金	0				
自己負担	0				
その他	0				
合 計	0				

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	円	円	円	円	
1【優先採択事業】 第1の1の（1）から（5）及び（10）	0				
2【その他対策事業】 第1の1の（7）から（9）及び2	0				
3【整備事業】 第1の1の（6）	0				
合 計	0				

第6 添付資料

- 1 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- 2 その他、地方農政局長が必要と認める資料（ウェブサイトで閲覧可能な資料はURLの記載のみで可）

【以下、てん菜から需要の高い作物への転換支援事業（別記10）の取組を実施している場合のみ記載】

第7 てん菜の作付面積

区 分	てん菜の作付面積	備考
事業実施前年		
（ 年度）	〇〇ha	
事業実施年		
（ 年度）	〇〇ha	

別記様式第 4 号（別記 1 ～別記11及び別記13関係）

番 号
年 月 日

（別記13の事業）
農産局長 殿

（別記 1 ～別記11の事業）
〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業交付決定前着手届につ
いて

事業実施計画に基づく別添の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前
に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業
に損失を生じた場合、これらの損失は、別添の「事業実施主体」の欄に記載
がある者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場
合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画
変更は行わないこと。

別添

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

別記様式第5号（別記1～別記13関係）

番 号
年 月 日

（別記13の事業）

農産局長 殿

（別記12の事業）
〇〇〇農政局長 殿

	〔	北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長	〕
--	---	--	---

（別記1～別記11の事業）

〇〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名

所 在 地

代表者氏名

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の事業実施状況報告書
（〇年度実績）

令和〇年度において、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業を実施したので、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号農林水産省農産局長通知）別記〇の第〇の〇に基づき、関係書類を添えて報告する。

- ※1 関係書類として、事業実施状況報告書（別記様式第5号別添）を添付すること。
- ※2 別記1から別記11まで、別記13の事業については、別記様式第5号別添の添付資料として、別記様式第1号別添の事業実施計画書に準じた事業実施状況報告書を作成すること。
- ※3 別記12の事業については、別記様式第5号別添の添付資料として、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを添付すること。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業
実施状況報告書
（実施状況報告）

事業実施年度：	令和	年度
事業実施状況報告年度：	令和	年度
目標年度：	令和	年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業
（かんしょ病害抑制対策事業）

事業実施状況報告書

事業実施年度： ○年度

事業実施主体名： ○○生産組合

都道府県・市町村・地区名： ○○県○○市○○地区

第1 事業計画総括表

事業実施主体名	成果目標	目標数値		達成状況		受益		取組項目	事業費	負担区分			完了年月日	備考
		現状 (年度)	目標 (年度)	現状 (年度)	目標 (年度)	戸数	面積			国庫補助金	事業実施主体	その他		
						【目標年度】 (○年度) 戸	【目標年度】 (○年度) ha	1 交換耕作の取組	円	円	円	円		
						【現状】 (○年度) 戸	【現状】 (○年度) ha	2 交換耕作体系確立のための体制整備						
								3 継続栽培の取組						
								4 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証						
合計														

- (注) 1 「成果目標」の欄については、実施要領別記12の第3の1に掲げる目標を記入すること。
2 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとする。
3 「達成状況」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
4 「備考」の欄については、総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。
5 都道府県、市町村等事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合は、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

第2 事業結果等の詳細

取組項目	内容	事業量	備考
1 交換耕作の取組		〇ha	
2 交換耕作体系確立のための体制整備	農業者に対する交換耕作意向調査	〇回（〇月）、調査対象〇名 等	
	地域における話し合いを行うための会合の開催	〇回（〇月、〇月）、参集範囲（生産者、〇〇等 約〇名）等	
	展示ほの設置等農業者の研修会の開催	展示ほ設置数：〇箇所、研修会：〇回（〇月）	
	先進地の取組調査	先進地：〇〇県〇〇市	
	交換耕作計画の作成	作成部数〇部、配布対象（生産者、〇〇）	
3 継続栽培の取組		3割以上減収ほ場 〇ha 3割未満減収ほ場 〇ha	
4 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証	〇〇検討会の開催	〇回（〇月、〇月）、検討会構成員（生産者団体、試験研究機関、行政、〇〇等 約〇名	
	〇〇の実証	どのような実証をしたのか具体的に記載	
	成果報告会の開催	〇回（〇月）、参集範囲（生産者、〇〇等 約〇名）等	
	マニュアルの作成	作成部数〇部、配布対象（生産者、〇〇）	

（注） 1 実施した取組項目・内容のみ記入し、実施しない取組項目・内容については削除すること。
2 「内容」及び「事業量」の欄は具体的に記載し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。
3 取組項目2の取組については、交換耕作計画を、取組項目4の取組については当該実証に係る報告書等を添付すること。

第3 業者選定方法の結果（取組項目2又は4を実施し、契約による購入等がある場合）

契約対象物等名	業者選定方法

（注）「業者選定方法」の欄には、一般競争入札、指名競争入札等の選定方法の結果を記載。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
（都道府県名）
所 在 地
知 事 氏 名

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の事業実施状況報告書
（〇年度実績）

令和〇年度において、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業を実施したので、持
続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号
農林水産省農産局長通知）別記〇の第〇の〇に基づき、関係書類を添えて報告す
る。

注 関係書類として、別添の事業実施状況報告書を添付すること。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業 実施状況報告書

事業実施年度：令和 年度

事業実施状況報告年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

都道府県名：

第 1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

事業実施主体名	取組メニュー	地区	成果目標	事業実施主体に対する措置
			達成状況	

注 1：事業実施主体に対する措置欄については、取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記入すること。

注 2：成果目標を 4 つ以上設定した事業実施主体がある場合は、適宜、列を追加して記入すること。

第 2 添付資料

- (1) 各事業実施主体の事業実施状況報告書
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別記様式第7号（別記1～別記13関係）

番 号
年 月 日

（別記13の事業）
農産局長 殿

（別記12の事業）
〇〇〇農政局長 殿

〔	北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長	〕
---	--	---

（別記1～別記11の事業）
〇〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の評価報告（〇年度実績）

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号農林水産省農産局長通知）別記〇の第〇の〇に基づき、関係書類を添えて報告する。

注1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。

注2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業に関する事業評価シート

取組メニュー	〇〇〇事業
事業実施主体名	
都道府県名・市町村名	
事業実施年度	令和 年度（令和 年度実績）

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容 及び成果目標の達成状況	成果目標の具体的な内容			達成度合
	基準値 〇〇年度	目標値 〇〇年度	実績値	%
改善計画実施結果				
(年度)				
事業の実施による効果				
事業計画の妥当性		(理由)		
適正な事業の執行		(理由)		
備 考				

注 1：「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
注 2：「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。
注 3：「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。
注 4：「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。
注 5：「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には 1 を、それ以外の場合には 0 を記入すること。また、その理由について記入すること。
注 6：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

2 事業の成果品等

事業実施の成果品(報告書等)等の事業の効果が確認できる資料等を添付すること。
(ウェブサイトで閲覧可能な資料はURLの記載のみで可)

別記様式第 8 号（別記 1 ～別記11関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
（都道府県名）
所 在 地
知 事 氏 名

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の評価報告（〇年度実績）

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号農林
水産省農産局長通知）第〇の〇に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 関係書類として、別添の事業評価総括表を添付すること。

別記様式第 8 号別添（別記 1 ～別記11関係）

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業に関する事業評価総括表

事業実施主体名	取組 メニュー	地 区	成果目標の達成状況						事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
				成果目標の 具体的な内容	基準値 〇〇年度	目標値 〇〇年度	実績値	達成度合 %			
			成果 目標								

注 1：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加または削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。

注 2：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には 1 を、それ以外の場合には 0 を記入すること。

注 3：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

- （添付資料）
- （1）当該事業実施主体の事業評価シート（別記様式第 7 号）の写し
 - （2）その他、都道府県が必要と認める資料

番 号
年 月 日

(別記13の事業)
農産局長 殿

(別記12の事業) 〇〇〇農政局長 殿 { 北海道にあっては農林水産省北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 }

(別記 1 ～別記11の事業)
〇〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業における改善計画
(〇年度) について

令和〇年度において持続的畑作生産体制確立緊急支援事業における当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

区分	成果目標の 具体的な内容	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
		基 準 (年度)	目 標 (年度)	実 績 (年度)	達成度 %	目 標 (年度)	達成度 %

注：複数年で改善計画を作成する場合は、「改善計画」の欄に適宜列を追加して記入すること。

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制